



産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
自動車リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会

第36回合同会議 説明資料

2015年1月14日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター



ヒアリングのポイント

- ◇ 運営の効率化の取組
- ◇ 運営のチェック体制
- ◇ 資金管理料金及び情報管理料金の収支の状況
- ◇ 特定再資源化預託金等の発生状況



目 次

I. 全体概要

1. 財団概要

II. 指定法人機能

2. 資金管理法

3. 指定再資源化機関

4. 情報管理センター

III. その他

5. トピックス

6. 理解普及活動



1. 財団概要

1) 団体名と沿革

(1) 団体名

(2) 沿革

2) 組織

3) 役員等

(1) 評議員

(2) 理事・監事

4) 主な外部委託業務

(1) データセンター(DC)

(2) コンタクトセンター(CC)

(3) 輸出返還事務センター(YC)

5) 財団運営のチェック体制

6) 財団の役職員数の推移

7) 財団全体費用の推移

(1) 費目別グラフ

(2) 費目別一覧

(3) 財源別グラフ

(4) 財源別一覧



1. 財団概要 1) 団体名と沿革

(1) 団体名 公益財団法人自動車リサイクル促進センター

Japan Automobile Recycling Promotion Center (略称: JARC)

(2) 沿革

2000年11月 設立

資源の有効な利用の向上及び環境保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行い、自動車等ユーザーの便益の確保及び国民経済の健全な発展を図り、もって国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする。

2003年6月 自り法の3指定法人(資金管理法人、指定再資源化機関、情報管理センター)に指定

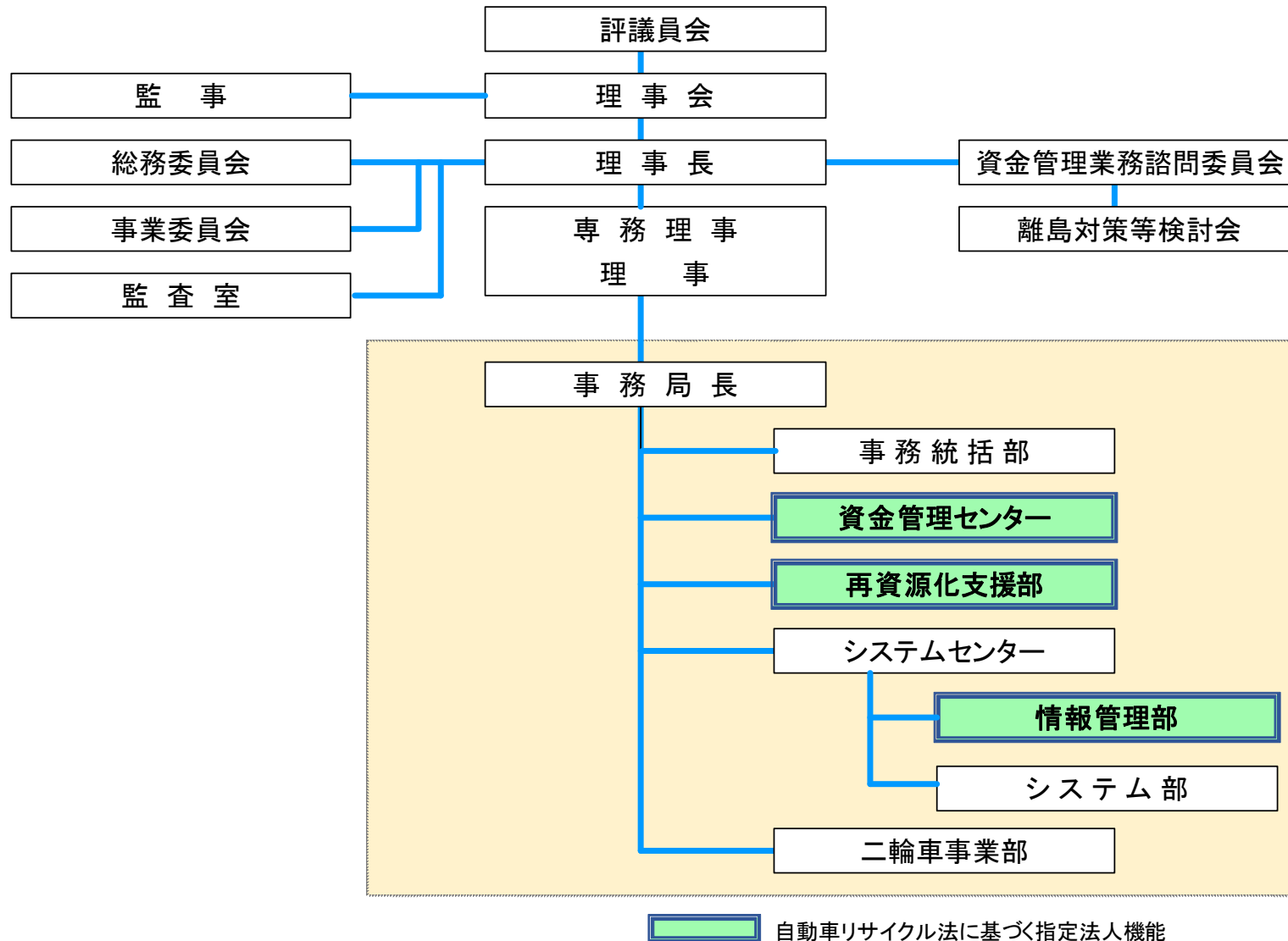
自り法指定法人業務の主務官庁: 経済産業省、環境省

2010年4月 公益財団法人に移行

財団の主務官庁: 内閣府



1. 財団概要 2) 組織





1. 財団概要 3) 役員等

(1) 評議員

有田 芳子	主婦連合会 副会長・環境部長
有村 俊秀	早稲田大学政治経済学術院 教授
川嶋 温	一般社団法人日本自動車販売協会連合会 副会長・専務理事
小林 健二	日本自動車輸入組合 常務理事
佐藤 泉	弁護士
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
戸澤 秀実	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 専務理事
堀 政良	一般社団法人日本損害保険協会 専務理事
渡邊 啓一	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 専務理事

(2) 理事・監事

理事長(非常勤)

専務理事(常勤)

理事(常勤)

理事(非常勤)

監事(非常勤)

郡 崑 孝	同志社大学経済学部 教授
葛西 健洋	公益財団法人自動車リサイクル促進センター
相場 育男	公益財団法人自動車リサイクル促進センター
玉野 正人	公益財団法人自動車リサイクル促進センター
加藤 忠利	一般社団法人日本自動車工業会 環境委員会リサイクル・廃棄物部会前部会長
藤井 美文	文教大学国際学部 教授
武藤 孝弘	一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 専務理事
太田 勝敏	東京大学名誉教授
熊谷 均	公認会計士・税理士



1. 財団概要 4) 主な外部委託業務

(1) データセンター(DC)

リサイクル料金が預託されている自動車、使用済自動車として処理工程にある自動車および過去に廃車となった自動車(約1億3千万台)のデータを24時間体制で管理するシステムオペレーションセンターの運営
〔日立製作所〕

(2) コンタクトセンター(CC)

各種問合せへの対応、各種オペレーション業務(並行輸入車等のリサイクル料金の設定、マニフェスト発行取消し、自動車リサイクルシステムへの事業者登録)〔TMJ〕

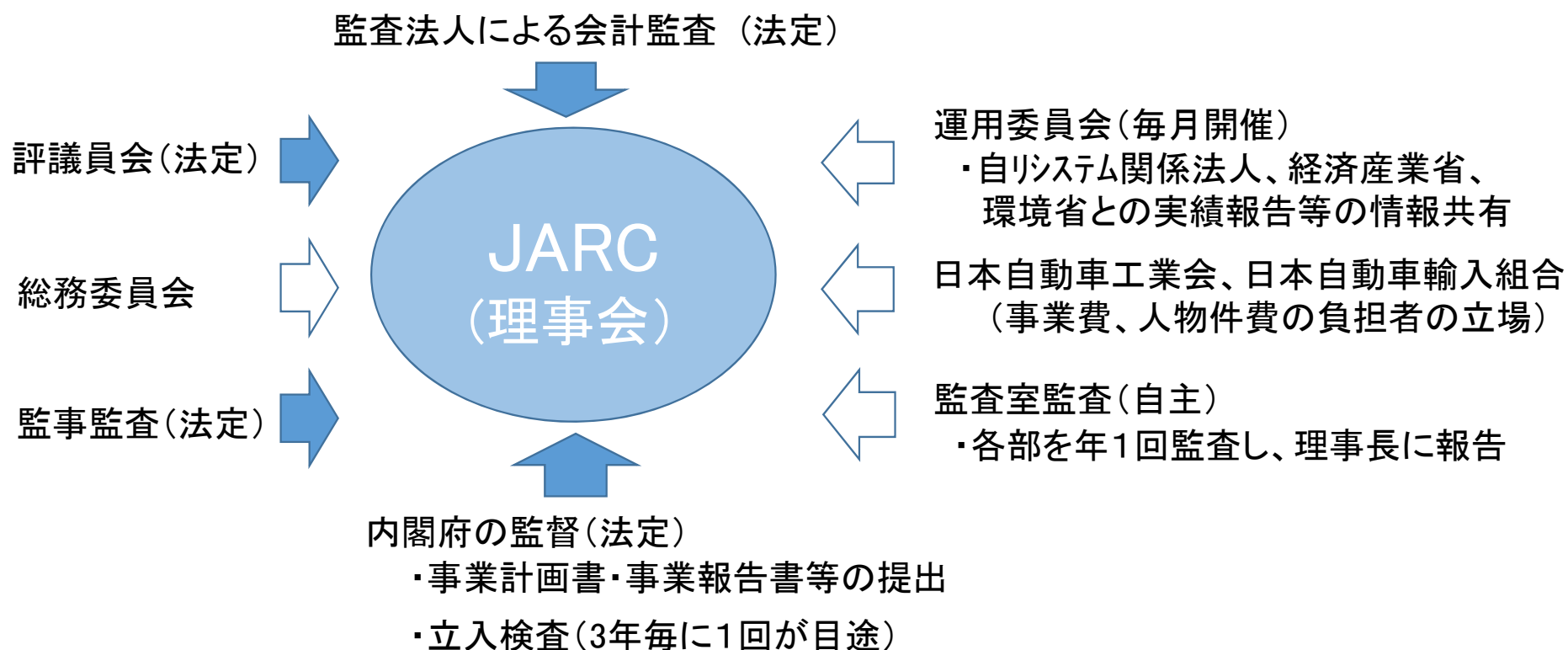
(3) 輸出返還事務センター(YC)

中古車輸出に伴うリサイクル料金返還の事務手続き〔日本コンセントリクス〕



1. 財団概要 5) 財団運営のチェック体制

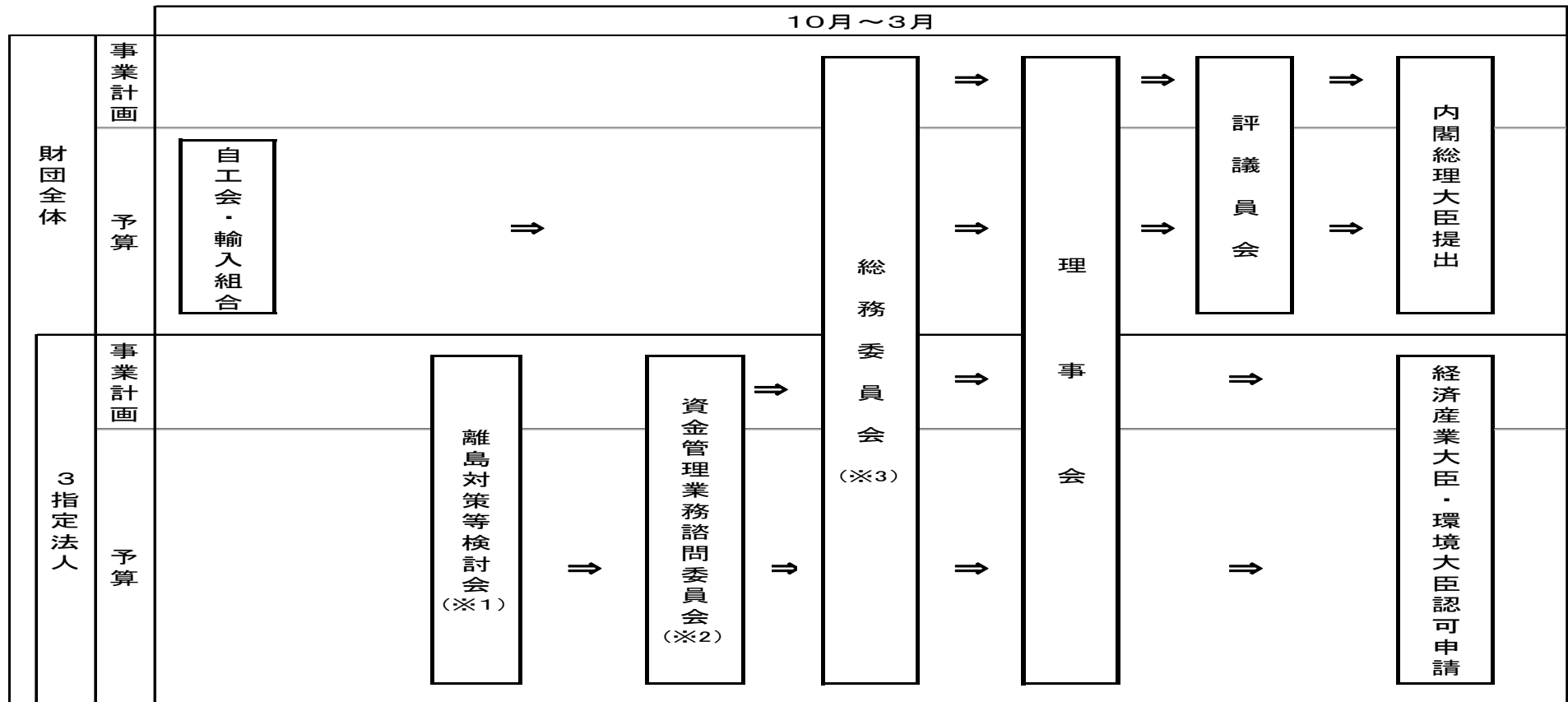
- ・「法令に基づくチェック」と「自主チェック」の仕組みが機能
- ・各指定法人のチェックの仕組みも機能（指定法人の説明資料ご参照）





1. 財団概要 5) 財団運営のチェック体制

事業計画・予算の会議体等によるチェック・フロー



(※1) 指定再資源化機関の離島対策等について調査審議

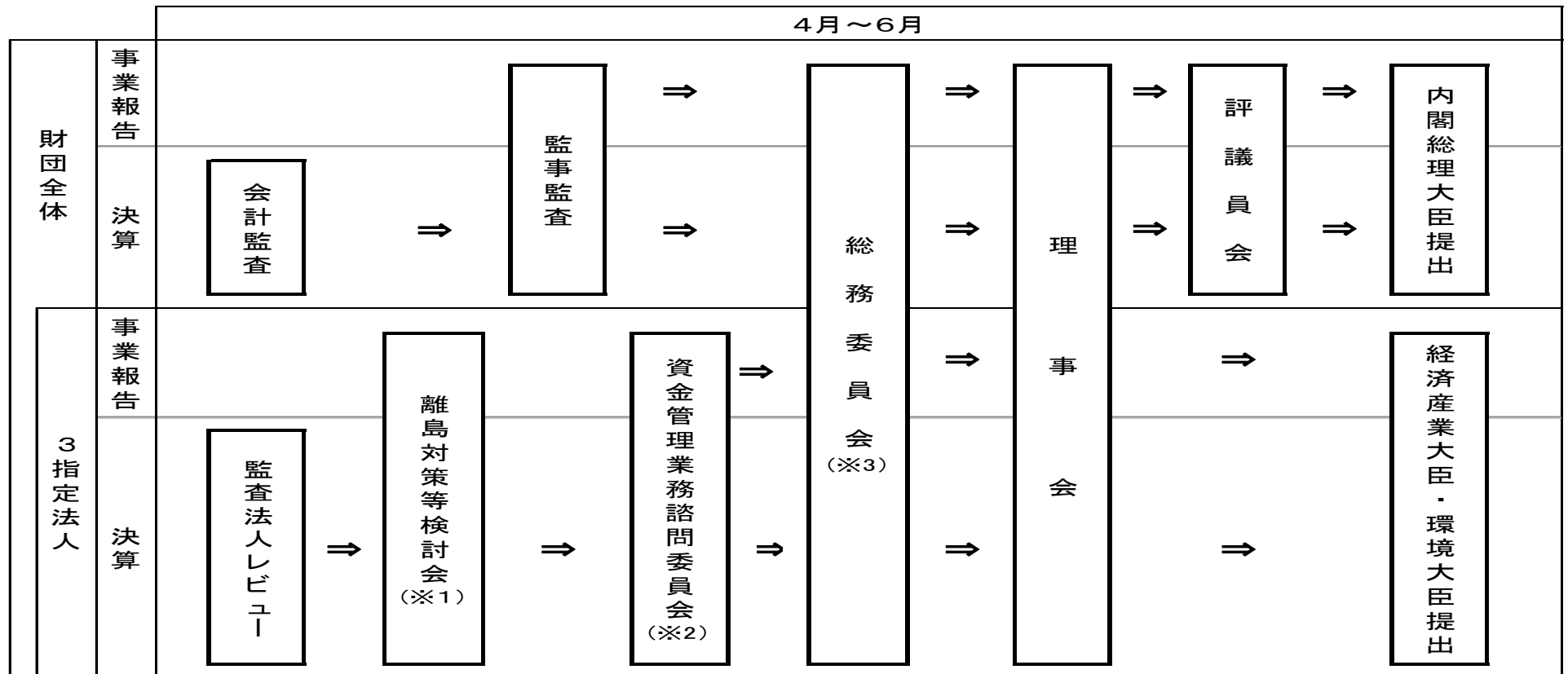
(※2) 資金管理法の業務について調査審議

(※3) 自動車関連の8団体から選出された委員で構成



1. 財団概要 5) 財団運営のチェック体制

事業報告・決算の会議体等によるチェック・フロー



(※1) 指定再資源化機関の離島対策等について調査審議

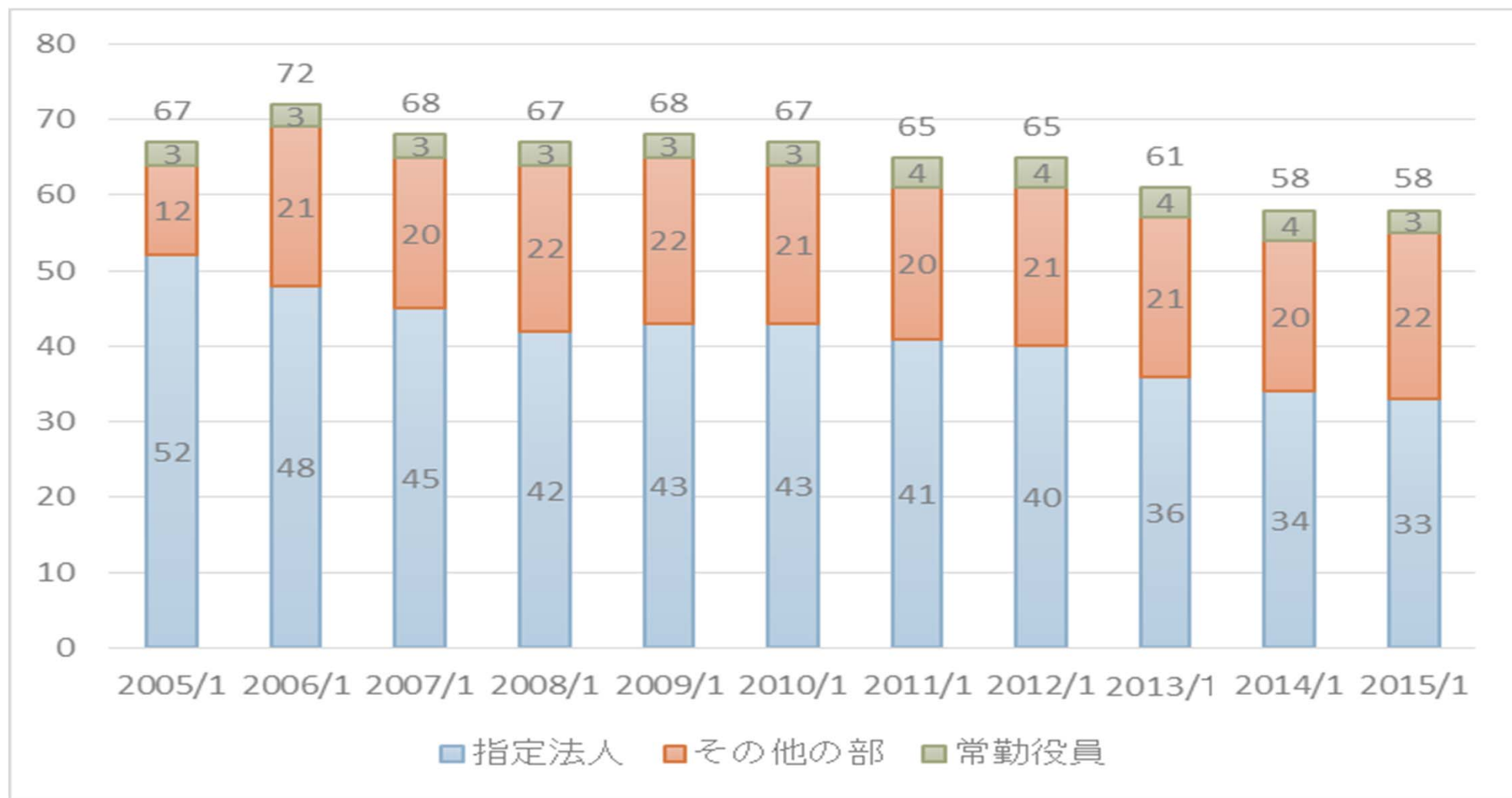
(※2) 資金管理法の業務について調査審議

(※3) 自動車関連の8団体から選出された委員で構成



1. 財団概要

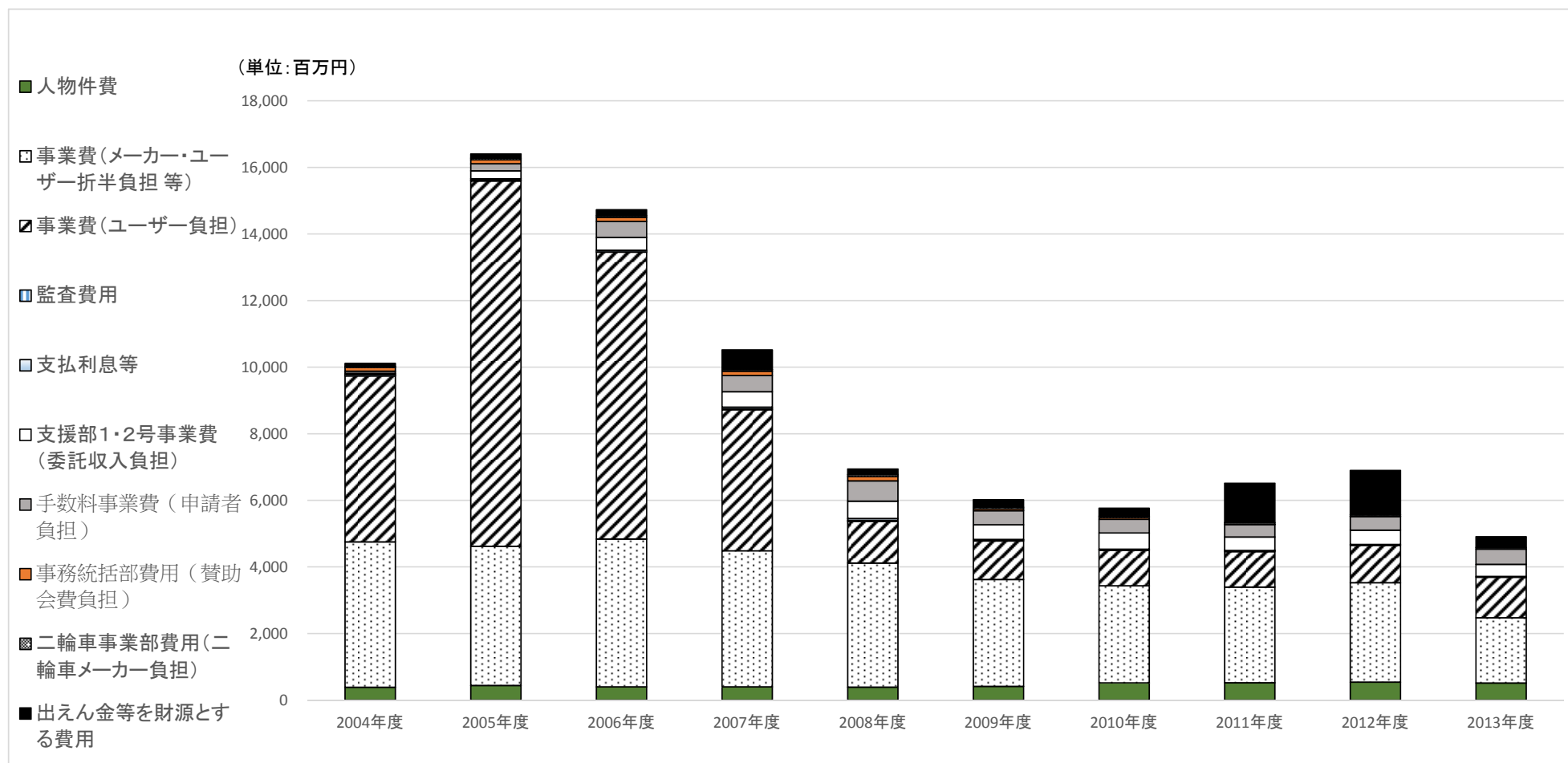
6) 財団の役職員数の推移





1. 財団概要 7) 財団全体費用の推移

(1) 費目別グラフ





1. 財団概要 7) 財団全体費用の推移

(2) 費目別一覧

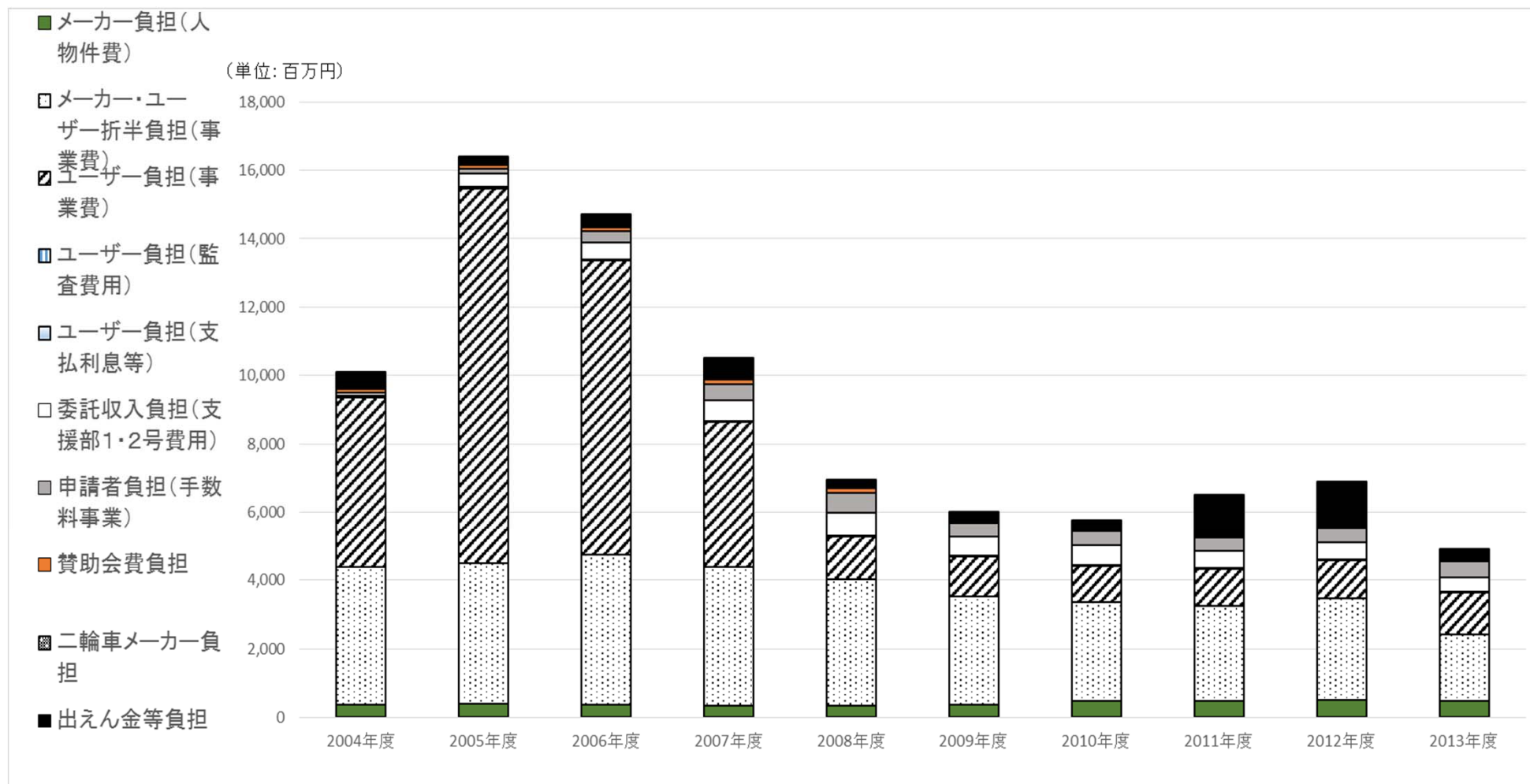
(単位: 百万円)

費目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等を財源とする費用	94	124	176	588	169	224	235	1,183	1,330	325
二輪車事業部費用(二輪車メーカー負担)	27	51	50	53	58	48	43	53	48	48
事務統括部費用(賛助会費負担)	113	119	123	129	131	56	52	0	5	0
手数料事業費(申請者負担)	66	211	478	486	610	422	412	377	410	459
支援部1・2号費用(委託収入負担)	34	240	388	465	521	441	488	403	429	361
支払利息等(ユーザー負担)	28	36	26	53	58	20	6	2	0	0
監査費用(ユーザー負担)	16	28	31	25	26	27	34	33	26	25
事業費(ユーザー負担)	4,981	10,975	8,619	4,236	1,253	1,156	1,058	1,066	1,125	1,217
事業費(メーカー・ユーザー折半負担 等)	4,368	4,180	4,440	4,086	3,729	3,210	2,916	2,872	2,986	1,959
人物件費(メーカー負担)	388	440	398	400	389	414	520	523	540	515
総合計	10,114	16,405	14,730	10,521	6,942	6,018	5,764	6,514	6,899	4,910



1. 財団概要 7) 財団全体費用の推移

(3) 財源別グラフ





1. 財団概要 7) 財団全体費用の推移

(4) 財源別一覧

(単位: 百万円)

財源	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等負担	484	201	345	599	180	224	235	1,223	1,330	325
二輪車メーカー負担	27	51	50	53	58	48	43	53	48	48
賛助会費負担	113	119	123	129	131	56	52	0	5	0
申請者負担(手数料事業)	8	135	310	475	599	422	412	377	410	459
委託収入負担(支援部1・2号費用)	82	391	509	600	675	563	585	518	501	411
ユーザー負担(支払利息等)	23	31	14	12	10	8	6	2	0	0
ユーザー負担(監査費用)	13	24	28	23	23	24	29	28	23	22
ユーザー負担(事業費)	4,981	10,975	8,619	4,236	1,253	1,156	1,058	1,066	1,125	1,217
メーカー・ユーザー折半負担(事業費)	4,026	4,081	4,366	4,044	3,680	3,154	2,873	2,773	2,958	1,947
メーカー負担(人物件費)	358	398	365	349	335	362	471	474	498	480
総合計	10,114	16,405	14,730	10,521	6,942	6,018	5,765	6,514	6,899	4,910



1. 財団概要

(参考) 指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方

平成16年3月17日 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第6回合同会議 資料より

【イニシャルコスト】

資金管理法 情報管理センター 指定再資源化機関	資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム構築費用と今年度までの指定法人の施行準備に要する人件費等	自動車メーカー・輸入業者が負担
-------------------------------	--	-----------------

【ランニングコスト】

資金管理人	① 資金管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等 ② 情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用〔自動車メーカー・輸入業者と資金管理料金で原則折半〕 ③ リサイクル料金の預託収受に要する費用と資金運用に要する費用 ④ 独立性・公開性の確保に要する費用	自動車メーカー・輸入業者が負担 資金管理料金
情報管理センター	① 情報管理業務に必要な基盤的成本である人件費、施設管理費等 ② 情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用〔自動車メーカー・輸入業者と情報管理料金で原則折半〕	自動車メーカー・輸入業者が負担 情報管理料金

※ただし、将来的にリサイクル料金の特預金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、上記②の費用に関して当該特預金が充当されることについても視野に入れていくこととする。

◆自動車リサイクル促進センターによる注記

指定再資源化機関のランニングコスト(人件費、施設管理費、事業費等)は、小規模製造・輸入業者の業務委託費、義務者不存在車のリサイクル料金、及び特預金(離島・不法投棄対策)で負担することとなっている。



2. 資金管理法

1) 資金管理業務

- (1) リサイクル料金の収受
- (2) 再資源化預託金等の管理・運用
- (3) 再資源化預託金等の自動車メーカー等への払渡
- (4) 中古車輸出に伴う再資源化預託金等の返還
- (5) 特定再資源化預託金等(特預金)の管理
- (6) 特定再資源化預託金等(特預金)の
出えん等

2) 運営のチェック体制

- (1) 資金管理業務のチェック体制
- (2) 資金管理業務諮問委員会
- (3) 預託金運用のチェック体制

3) 職員数の推移

4) 費用の推移

- (1) 費目別グラフ
- (2) 費目別一覧
- (3) 財源別グラフ
- (4) 財源別一覧

5) 資金管理料金の収支状況

- (1) 資金管理料金設定のポイント
- (2) 資金管理料金収支の推移

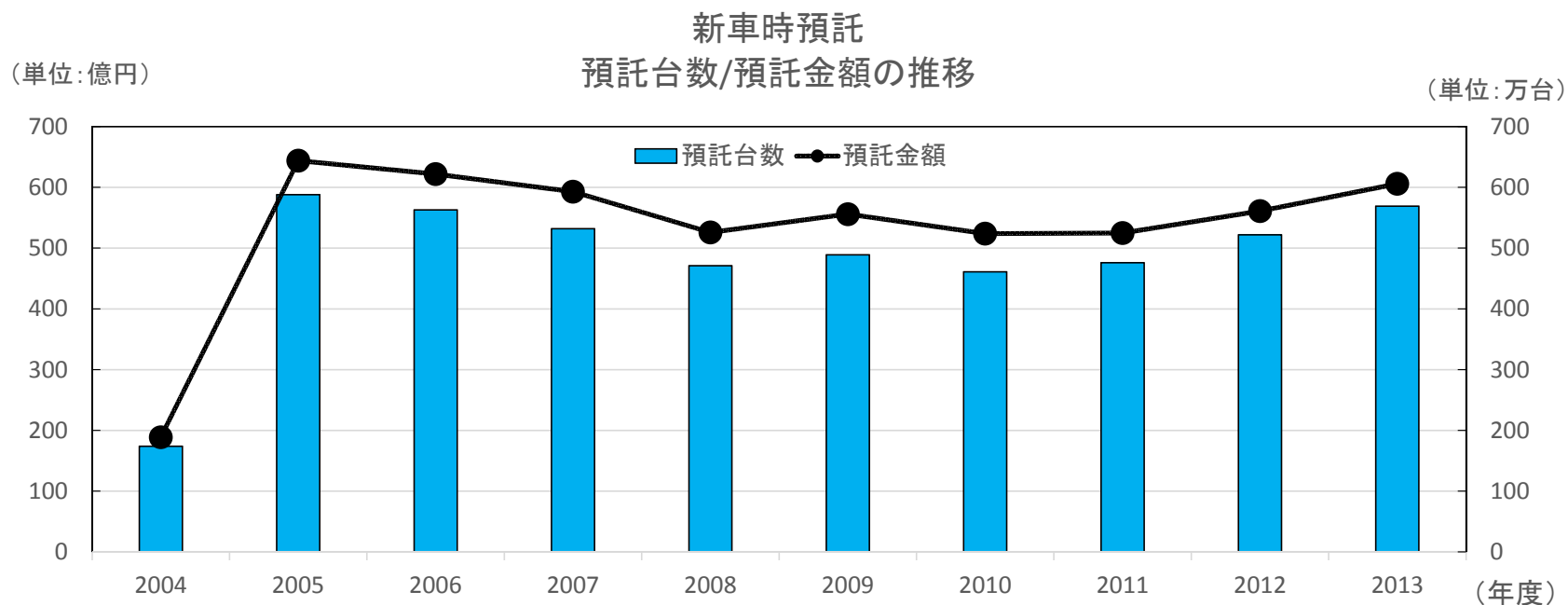


2. 資金管理人 1) 資金管理業務

(1) リサイクル料金の収受

① 新車時預託

新たに販売される自動車(新車)については、新規登録・検査時までに、主に新車販売店等を通じて自動車所有者からリサイクル料金の収受を行っている。これにより、自り法施行後に販売されたほぼすべての新車について預託がなされている。

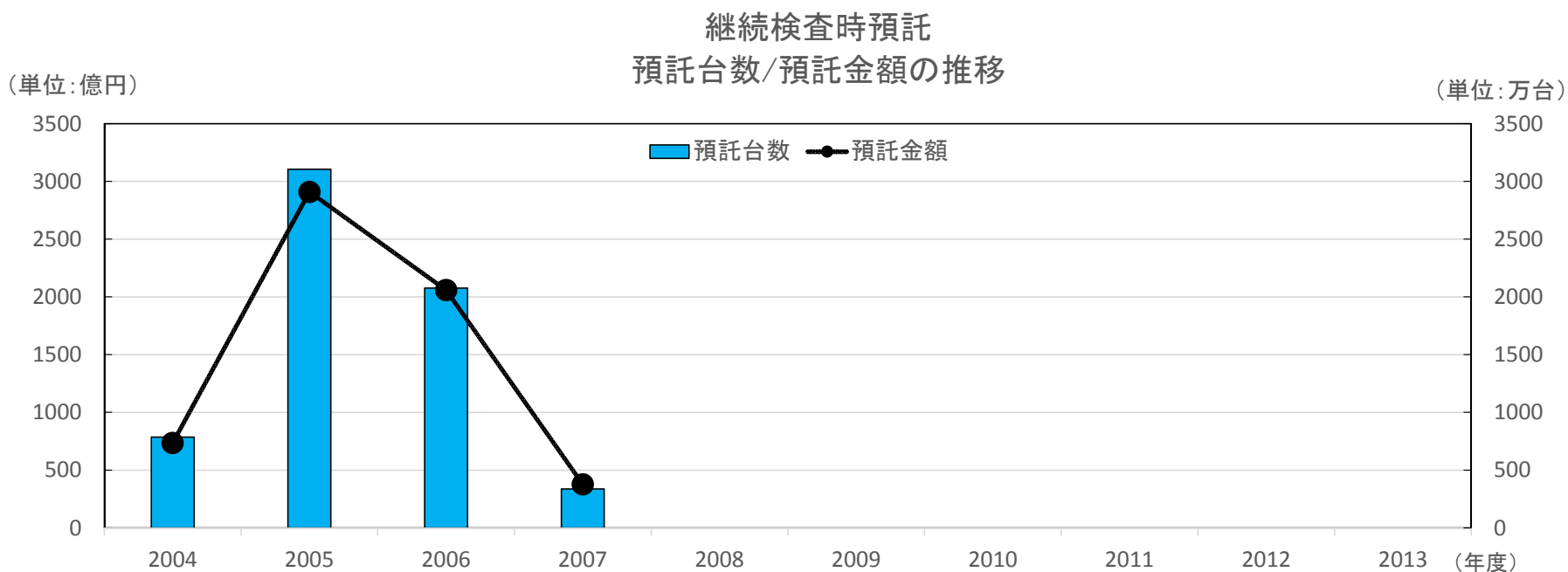




2. 資金管理法 1) 資金管理業務

② 継続検査時預託

自り法施行以前から国内に流通していた自動車(既販車)のうち継続検査等を受ける自動車については、最初の検査時まで、主に自動車整備事業者等を通じて自動車所有者からのリサイクル料金の収受を行った(2008年1月末までの時限措置)。これにより、自り法施行以前から流通していたほぼすべての既販車について預託がなされた。



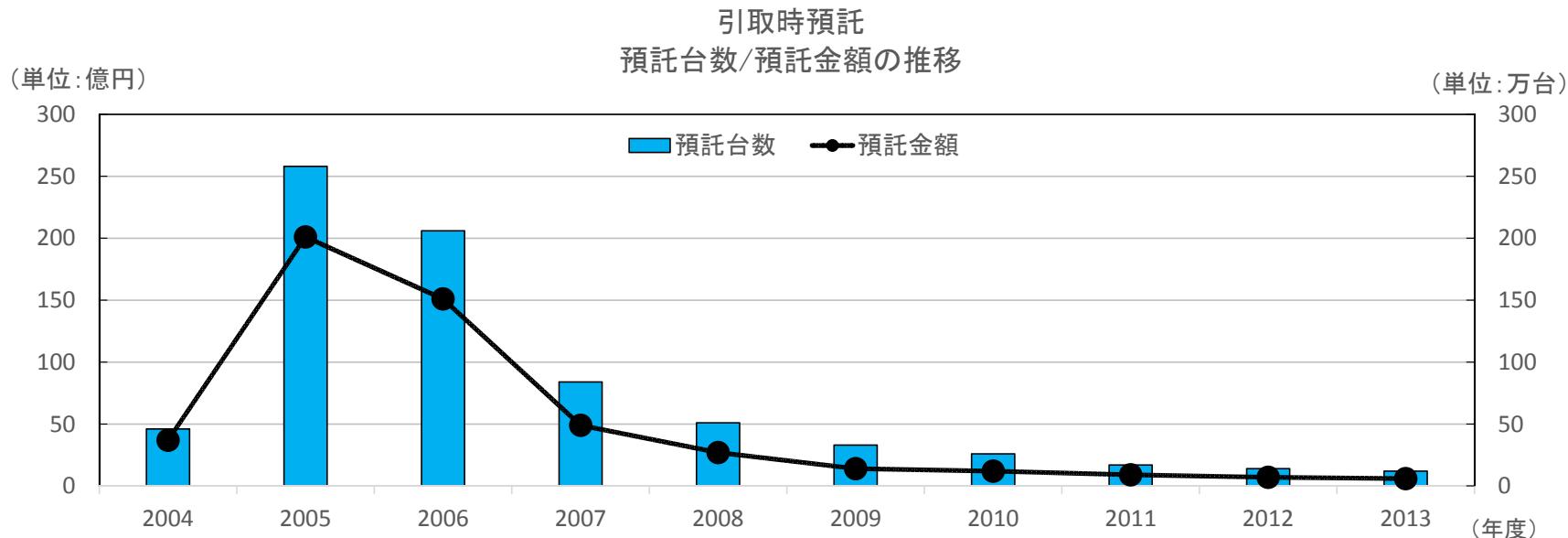


2. 資金管理法人 1) 資金管理業務

③引取時預託

自り法施行以前から国内に流通していた自動車(既販車)のうち、継続検査時預託がなされていない自動車については、当該自動車在使用済自動車として廃車処理される際に、引取業者を通じて自動車所有者からリサイクル料金の収受を行っている。

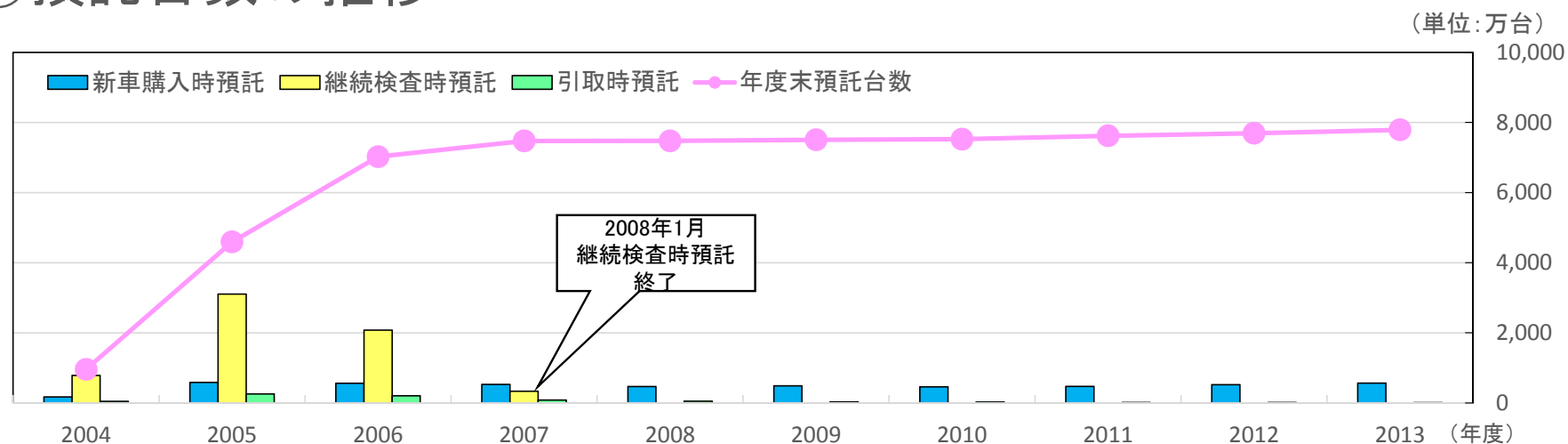
自り法施行後3年目まで多かった引取時預託は年々減少し、2013年度では年間約12万台となっている(後付装備預託も含む)。





2. 資金管理人 1) 資金管理業務

④ 預託台数の推移



	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	累計
新車時預託	174	588	563	532	471	489	461	476	522	569	4,845
継続検査時預託	786	3,105	2,077	337	-	-	-	-	-	-	6,304
引取時預託	46	258	206	84	51	33	26	17	14	12	747

2008年1月に継続検査時預託が終了して以降、各年度末の預託台数は安定して推移している。



2. 資金管理法 人 1) 資金管理業務

(2) 再資源化預託金等の管理・運用

- ① 資金管理法人は、再資源化預託金等について自り法に定められる運用方法、および資金管理業務規程に則り、元本確保を前提とした安全確実な管理・運用を行っている。
- ② 運用に係る業務については、相互に牽制が働くよう「運用計画」「運用実行」「経理管理」の3部門による体制とすることに加え、「リスク管理」部門による監視・検証を行い、万全の業務体制としている。
- ③ 運用状況については、四半期毎に資金管理業務諮問委員会での審議を経て、本財団のホームページにて公表している。

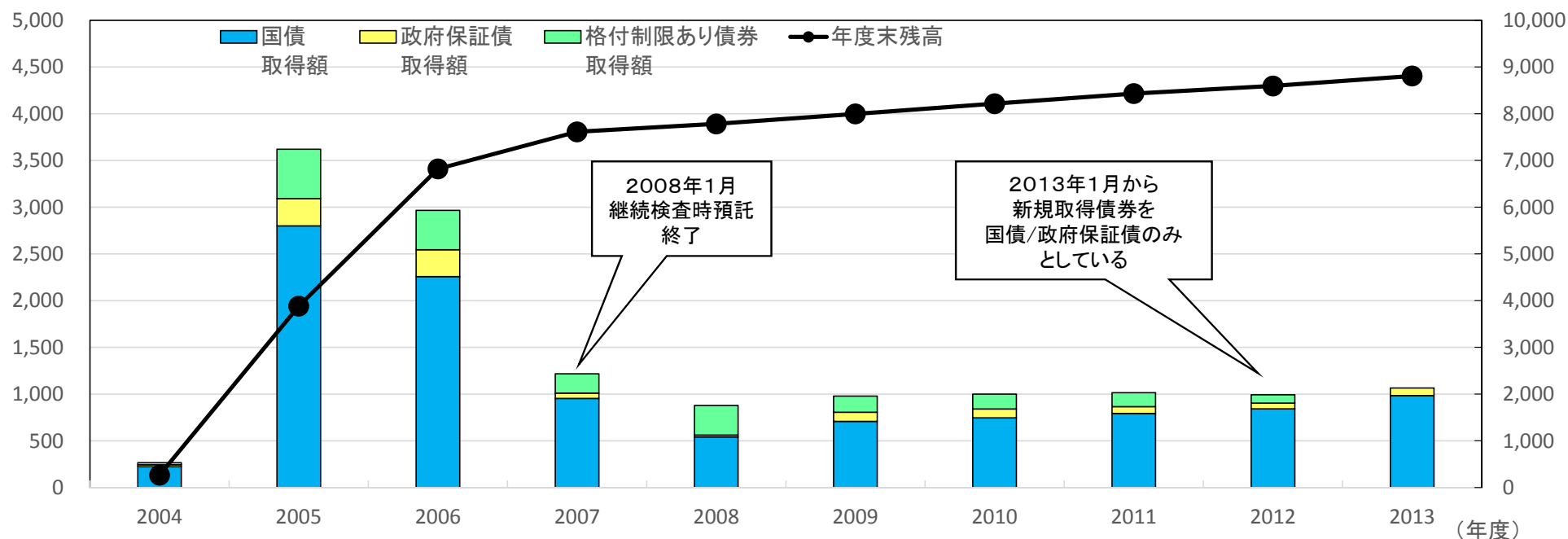


2. 資金管理法 人 1) 資金管理業務

年度取得額
(単位: 億円)

新規取得債券額および年度末残高

年度末残高
(単位: 億円)



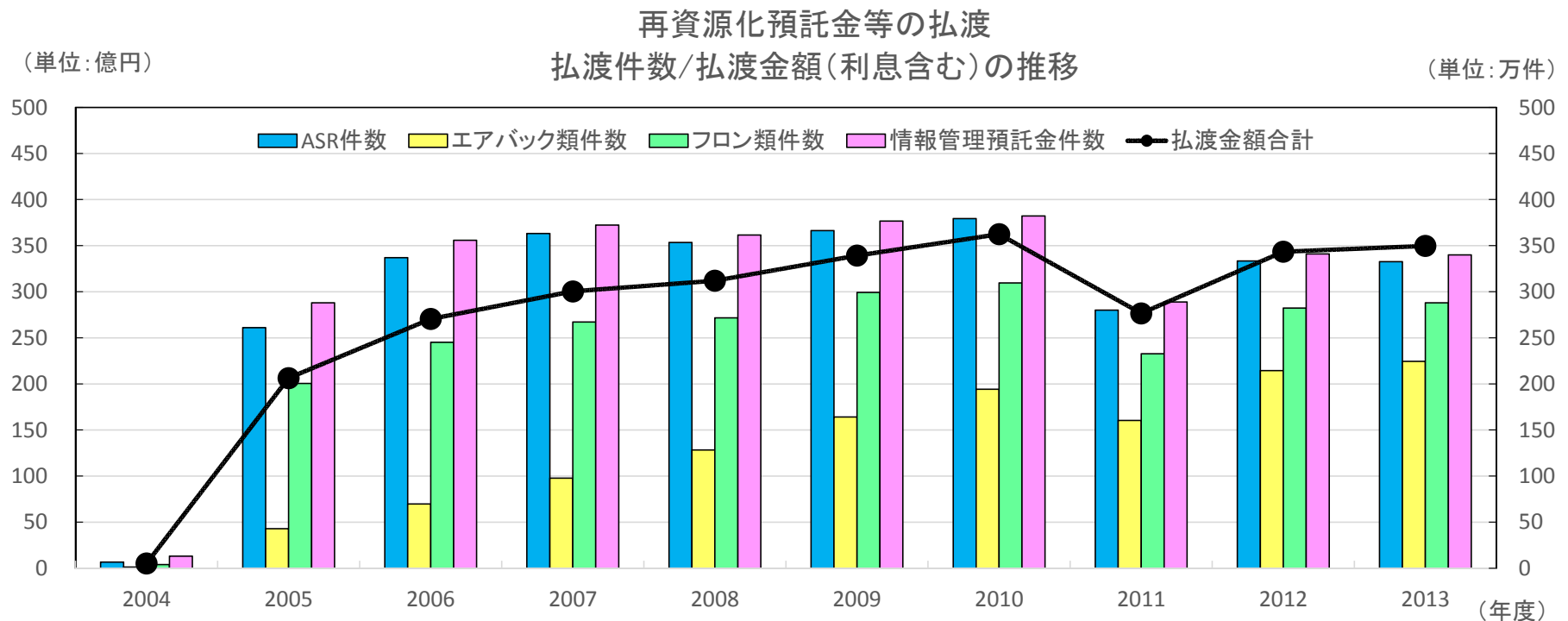
- ・継続検査時預託が終了して以降、各年度の運用額および年度末残高は安定して推移。
- ・2013年1月から市況の変化等を考慮し、より安定的な運用とするため、新規取得債券を国債および政府保証債のみとしている。



2. 資金管理法 人 1) 資金管理業務

(3) 再資源化預託金等の自動車メーカー等への払渡

使用済自動車の3物品（ASR、エアバッグ類、フロン類）の適正処理に要する費用として自動車メーカー等に預託金を払渡し、また電子マニフェストを管理する情報管理センターに情報管理預託金の払渡しを行っている。

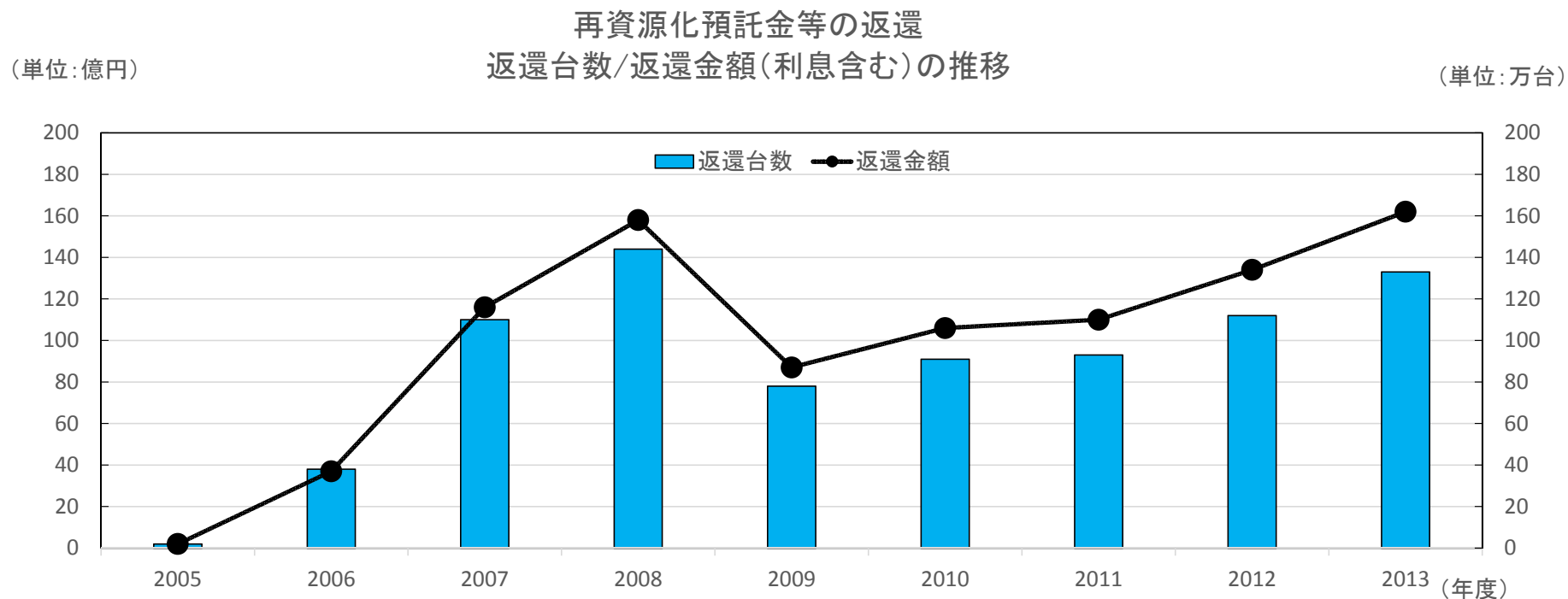




2. 資金管理法 人 1) 資金管理業務

(4) 中古車輸出に伴う再資源化預託金等の返還

再資源化預託金等が預託済の中古車が輸出された場合、国内で使用済自動車としてリサイクル処理が行われなかったため、当該輸出車の所有者からの請求に基づき再資源化預託金等の返還を行っている。





2. 資金管理法 1) 資金管理業務

(5) 特定再資源化預託金等(特預金)の管理

下記の事由等により使われなかった預託金は、自り法第98条の規定に基づき特預金として管理されている。2013年度末の特預金残高は92億円(元本のみ)となっている。今後、年間15億円程度の発生が見込まれる。

- ①中古車輸出による再資源化預託金等の返還請求が2年間ない場合。
(同条第1項第1号)
- ②解体自動車为非認定全部利用者に引き渡されASRの処理が不要となった場合(廃車ガラ輸出等)。(同条第1項第2号)
- ③再利用によりフロン類の破壊が不要となった場合。(同条第1項第3号)
- ④最後の車検証の交付から20年を経過して払い渡しがされなかった場合。
(同条第1項第4号)
- ⑤事故等によりエアバッグ類、フロン類の処理が不要となった場合。
(同条第1項第5号、平成16年経済産業・環境省告示第7号)

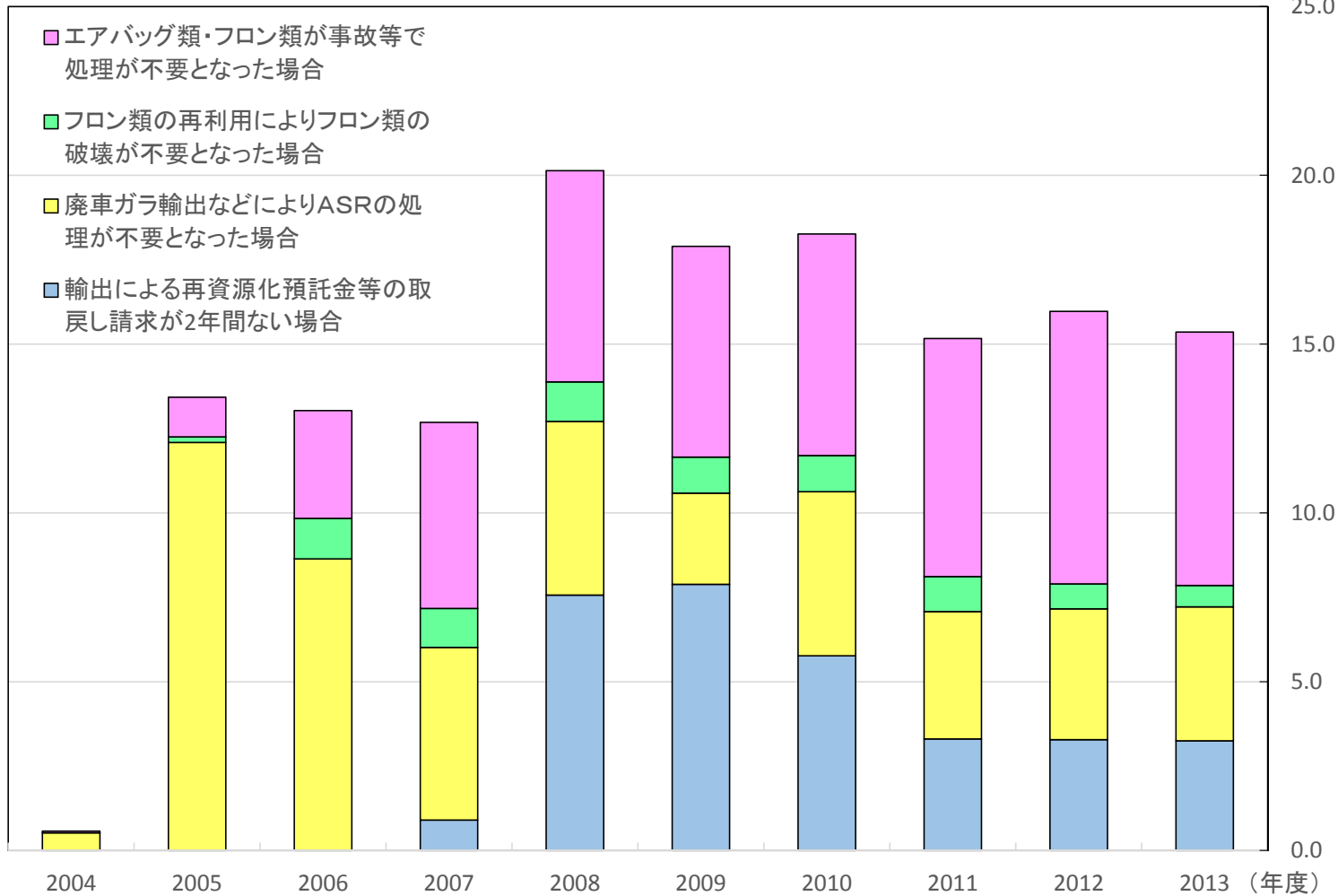
※上記とは別に、関連事業者の廃業や失踪によって生じた移動報告滞留分等、法令では特預金にできない預託金を約2億円管理している。



2. 資金管理法 1) 資金管理業務

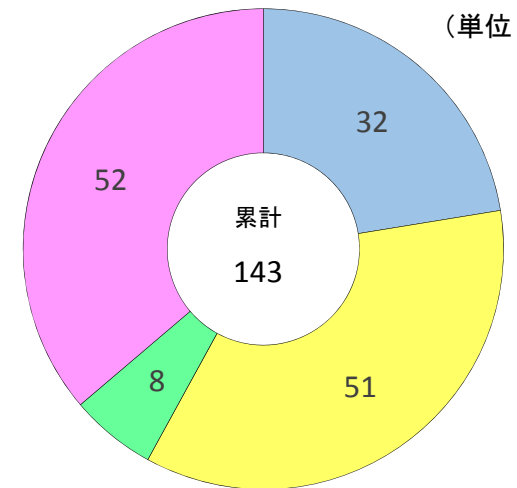
特預金の発生金額(元本のみ)

(単位: 億円)



2013年度末までの発生額累計(元本のみ)

(単位: 億円)





2. 資金管理法 人 1) 資金管理業務

(6) 特定再資源化預託金等(特預金)の出えん等

特預金は、資金管理業務諮問委員会の審議を経て、自り法第98条の規定に基づき経済産業大臣および環境大臣の承認を受け、下記の使途に対し出えん・充当を行ってきている。

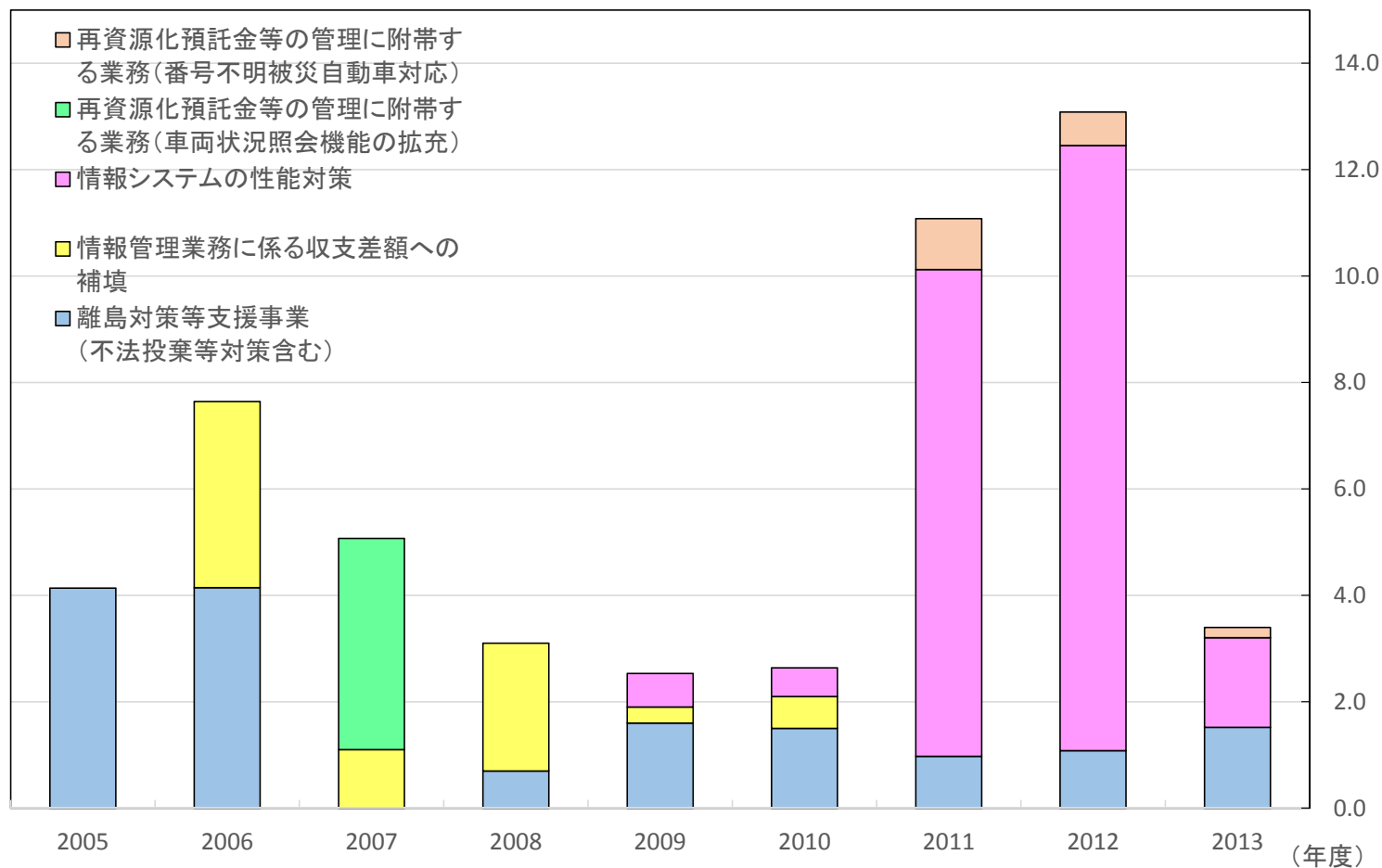
- ① 離島対策支援事業(同法第106条第3号)
- ② 不法投棄車両の処理を行う地方公共団体に対する出えん
(同法第106条第4号)
- ③ 情報管理業務に係る収支差額への補填(同法第115条)
- ④ 情報システムの性能対策(同法第93条および第115条)
- ⑤ 再資源化預託金等の管理に附帯する業務(同法第93条第3号)
(例: 自動車ユーザーによる監視機能強化のための車両状況照会機能の拡充、
東日本大震災による番号不明被災自動車への対応)



2. 資金管理法 人 1) 資金管理業務

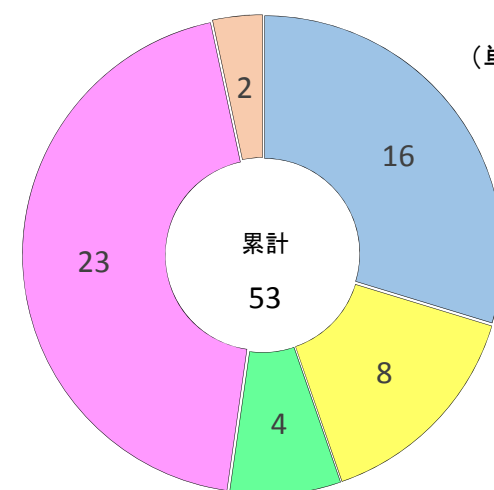
特預金の出えん等金額(利息を含む)

(単位: 億円)



2013年度末までの累計 (利息を含む)

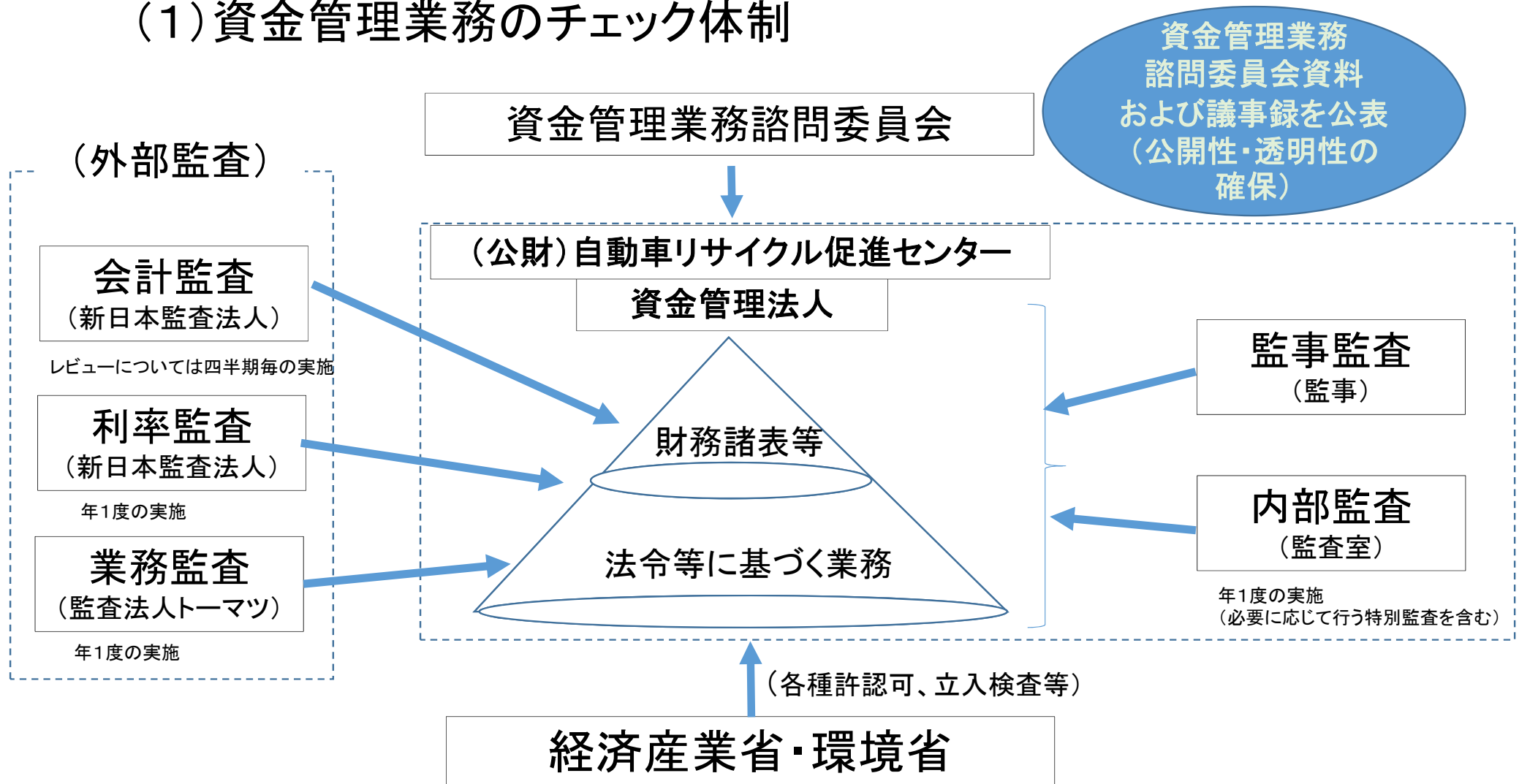
(単位: 億円)





2. 資金管理法 2) 運営のチェック体制

(1) 資金管理業務のチェック体制



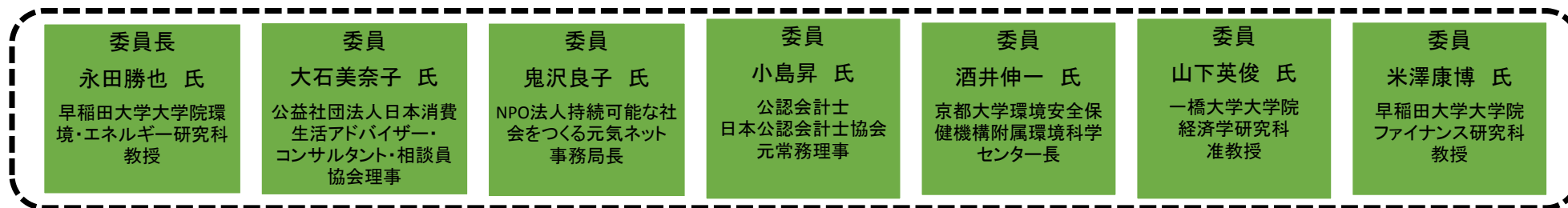


2. 資金管理法 2) 運営のチェック体制

(2) 資金管理業務諮問委員会

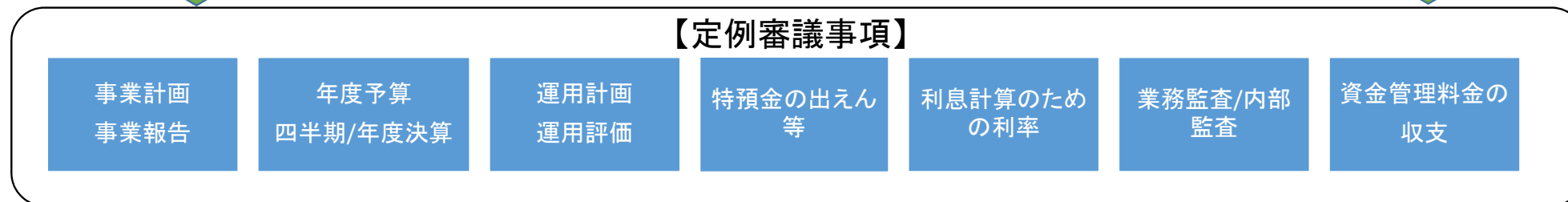
自り法により設置が義務付けられた環境、経済、会計および消費者問題の専門家で構成される第三者委員会である。諮問委員は、経済産業大臣および環境大臣の認可を経て選任され、資金管理業務の適正な遂行のための調査審議を行っている（原則年4回開催及び書面審議1回）。

【資金管理業務諮問委員会】



資金管理業務に係る重要事項について調査審議

【定例審議事項】





2. 資金管理人 2) 運営のチェック体制

(2) 資金管理業務諮問委員会

【その他過去に行った審議・報告事項例】

資金管理業務規程の
策定・変更

資金管理料金の設定

ユーザー理解普及
活動

東日本大震災による
番号不明被災自動車
対応

自り法における
不法投棄等対策
の方向性

情報管理料金の
設定・改定

輸出取戻し手数料の
設定・改定

資金管理料金に
関わる入札

情報システムの
改善策

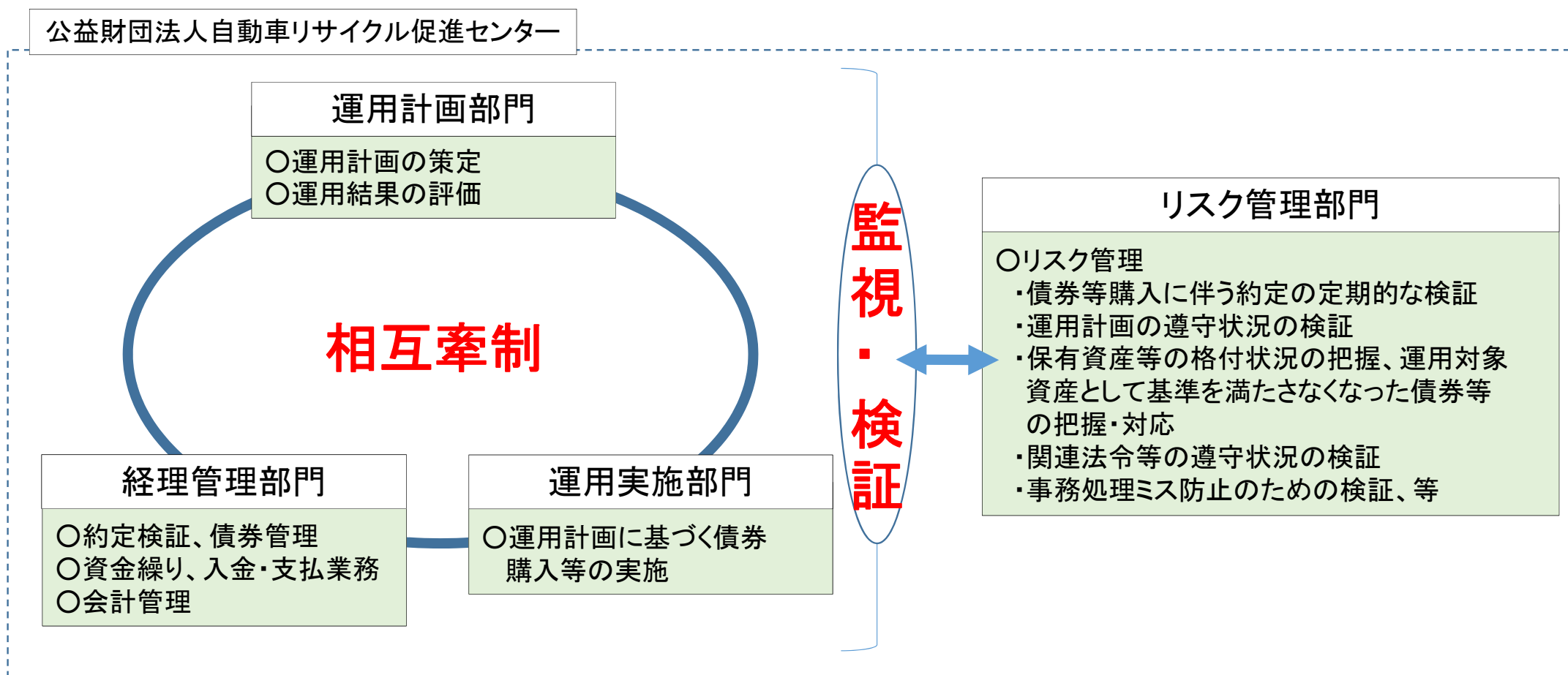
札幌市、奄美市の
不法投棄案件

取引証券会社の
環境問題取組



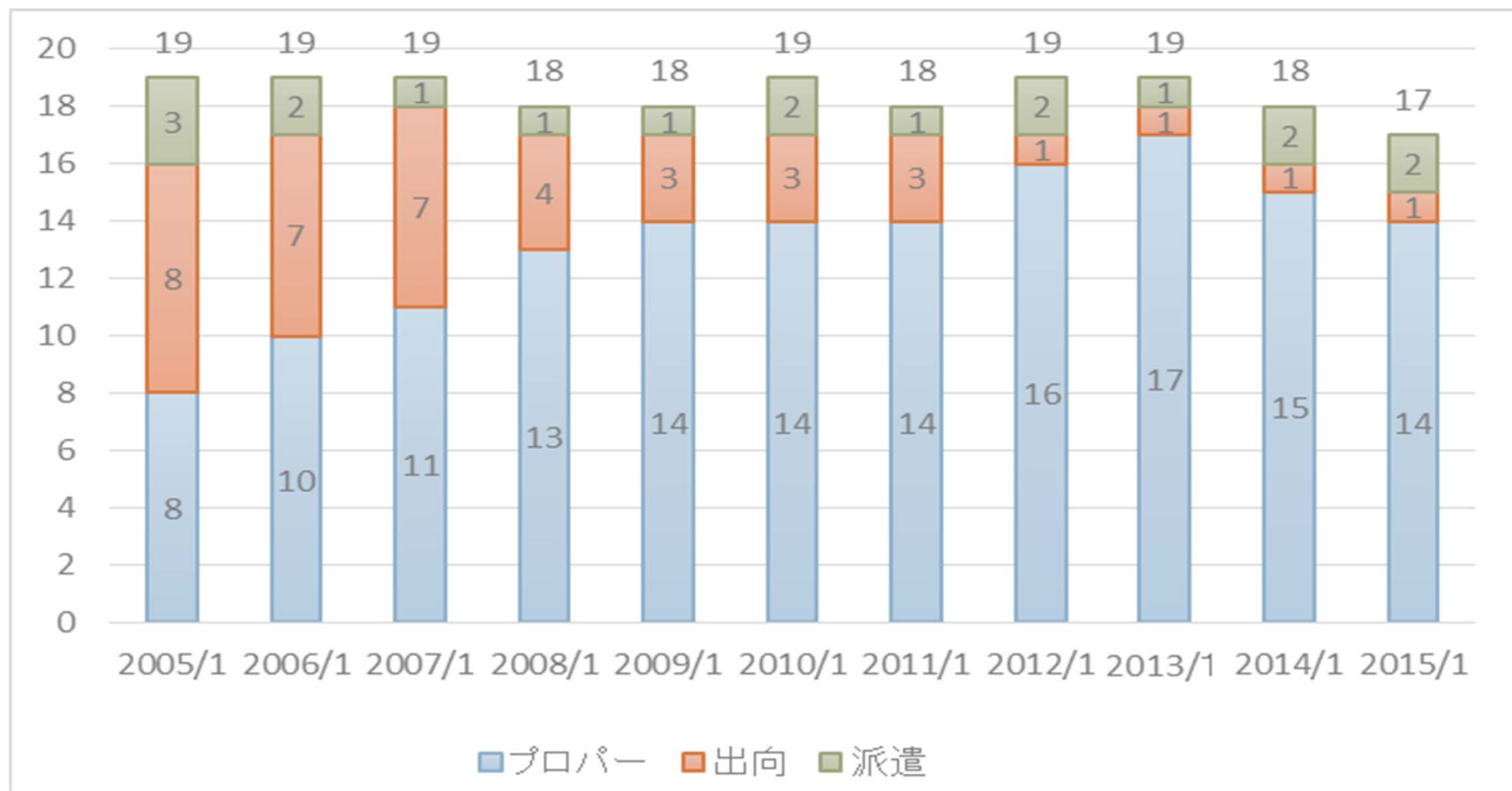
2. 資金管理人 2) 運営のチェック体制

(3) 預託金運用のチェック体制





2. 資金管理法 3) 職員数の推移

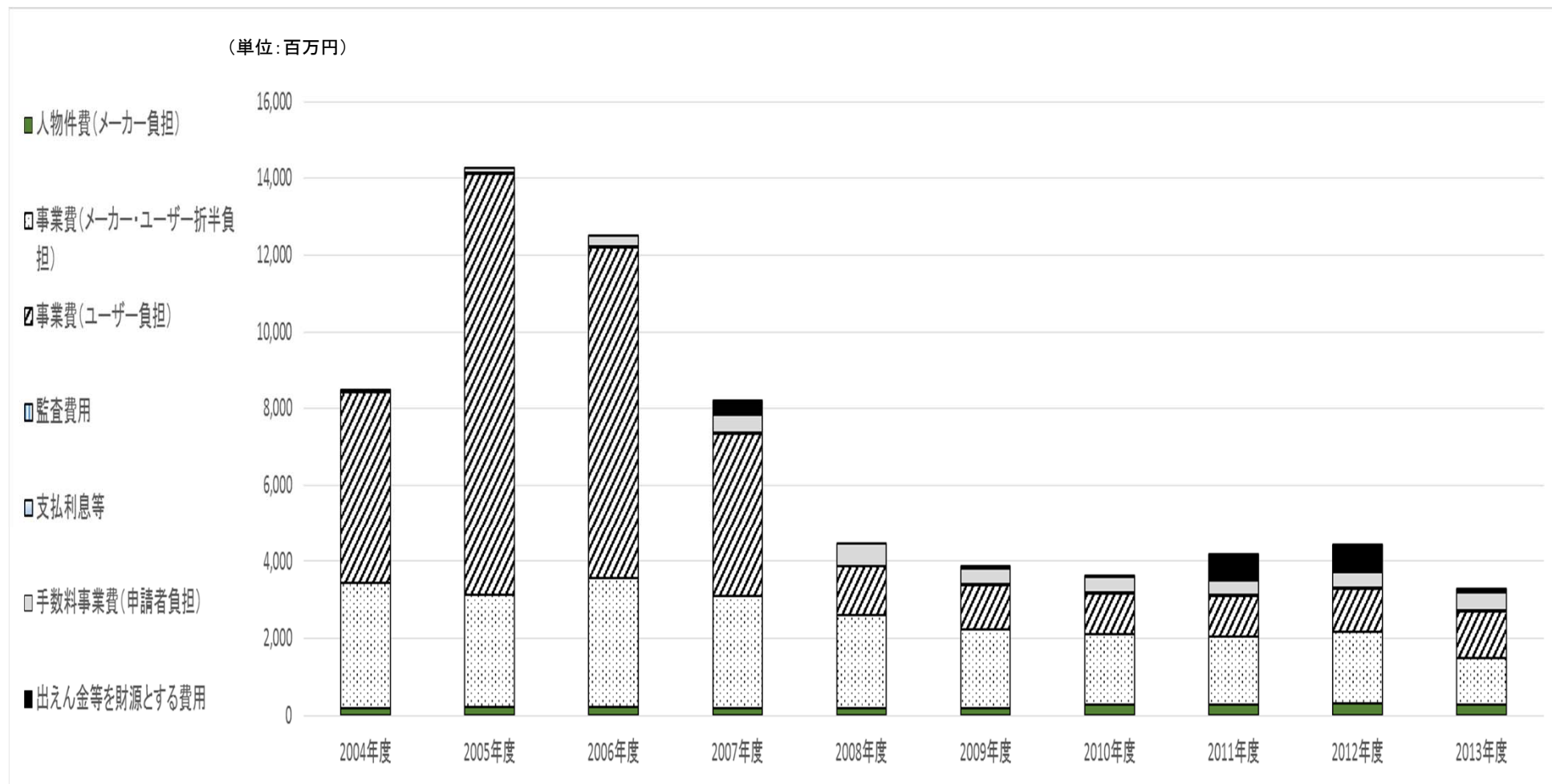




2. 資金管理法

4) 費用の推移

(1) 費目別グラフ





2. 資金管理法 4) 費用の推移

(2) 費目別一覧

(単位: 百万円)

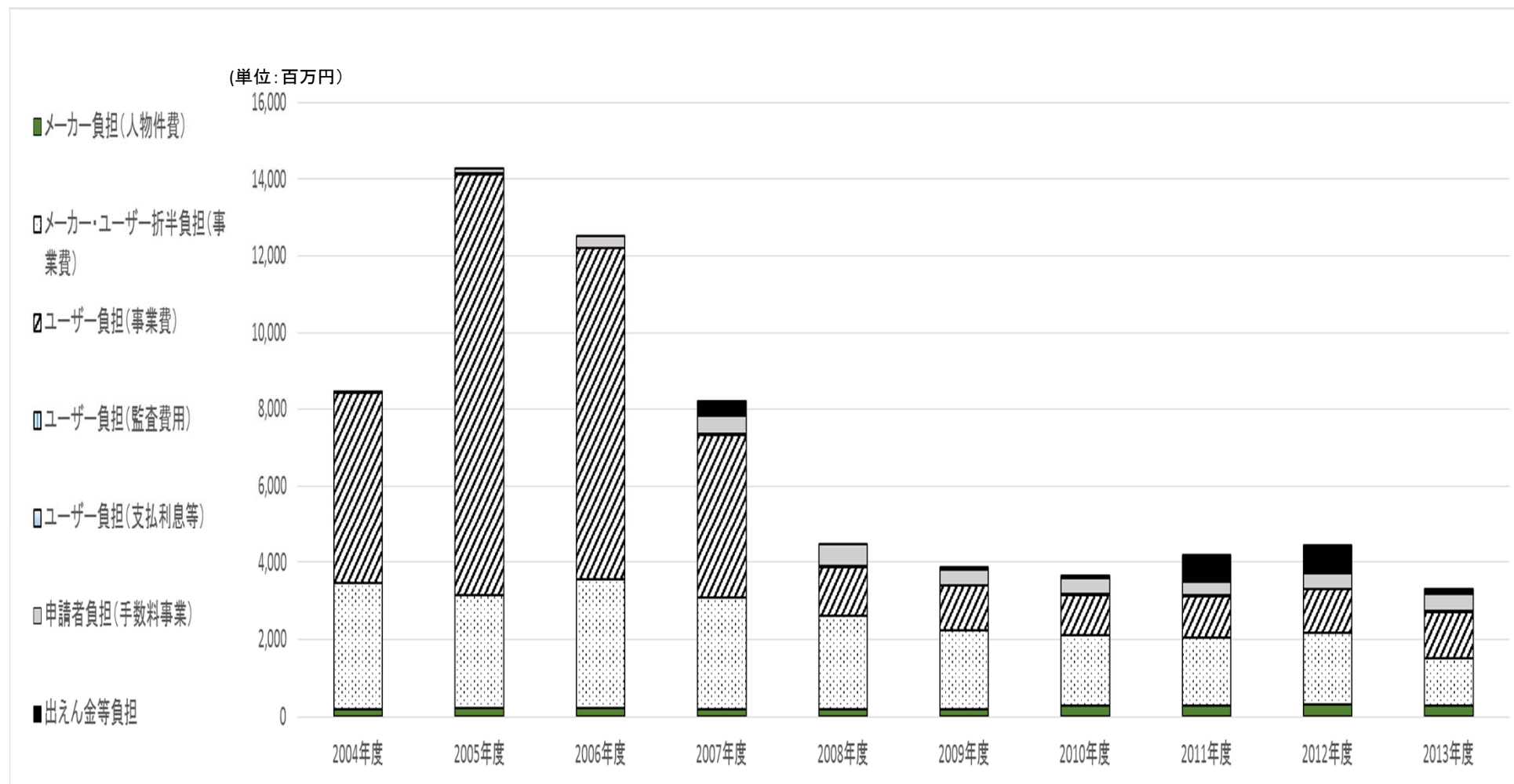
費目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等を財源とする費用	0	0	0	397	0	63	54	690	719	114
手数料事業費(申請者負担)	0	121	296	462	587	408	399	366	400	450
支払利息等(ユーザー負担)	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0
監査費用(ユーザー負担)	10	21	26	21	21	22	25	24	21	20
事業費(ユーザー負担)	4,981	10,975	8,619	4,236	1,253	1,156	1,058	1,066	1,125	1,217
事業費(メーカー・ユーザー折半負担)	3,261	2,909	3,353	2,900	2,435	2,027	1,818	1,759	1,870	1,197
人物件費(メーカー負担)	188	237	220	201	181	203	288	291	304	301
総合計	8,455	14,278	12,514	8,217	4,477	3,879	3,642	4,196	4,439	3,299



2. 資金管理法

4) 費用の推移

(3) 財源別グラフ





2. 資金管理法 4) 費用の推移

(4) 財源別一覧

(単位: 百万円)

財源	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等負担	0	0	0	397	0	63	54	690	719	114
申請者負担(手数料事業)	0	121	296	462	587	408	399	366	400	450
ユーザー負担(支払利息等)	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0
ユーザー負担(監査費用)	10	21	26	21	21	22	25	24	21	20
ユーザー負担(事業費)	4,981	10,975	8,619	4,236	1,253	1,156	1,058	1,066	1,125	1,217
メーカー・ユーザー折半負担(事業費)	3,261	2,909	3,353	2,900	2,435	2,027	1,818	1,759	1,870	1,197
メーカー負担(人物件費)	188	237	220	201	181	203	288	291	304	301
総合計	8,455	14,278	12,514	8,217	4,477	3,879	3,642	4,196	4,439	3,299



2. 資金管理法 人 5) 資金管理料金の収支状況

(1) 資金管理料金設定のポイント

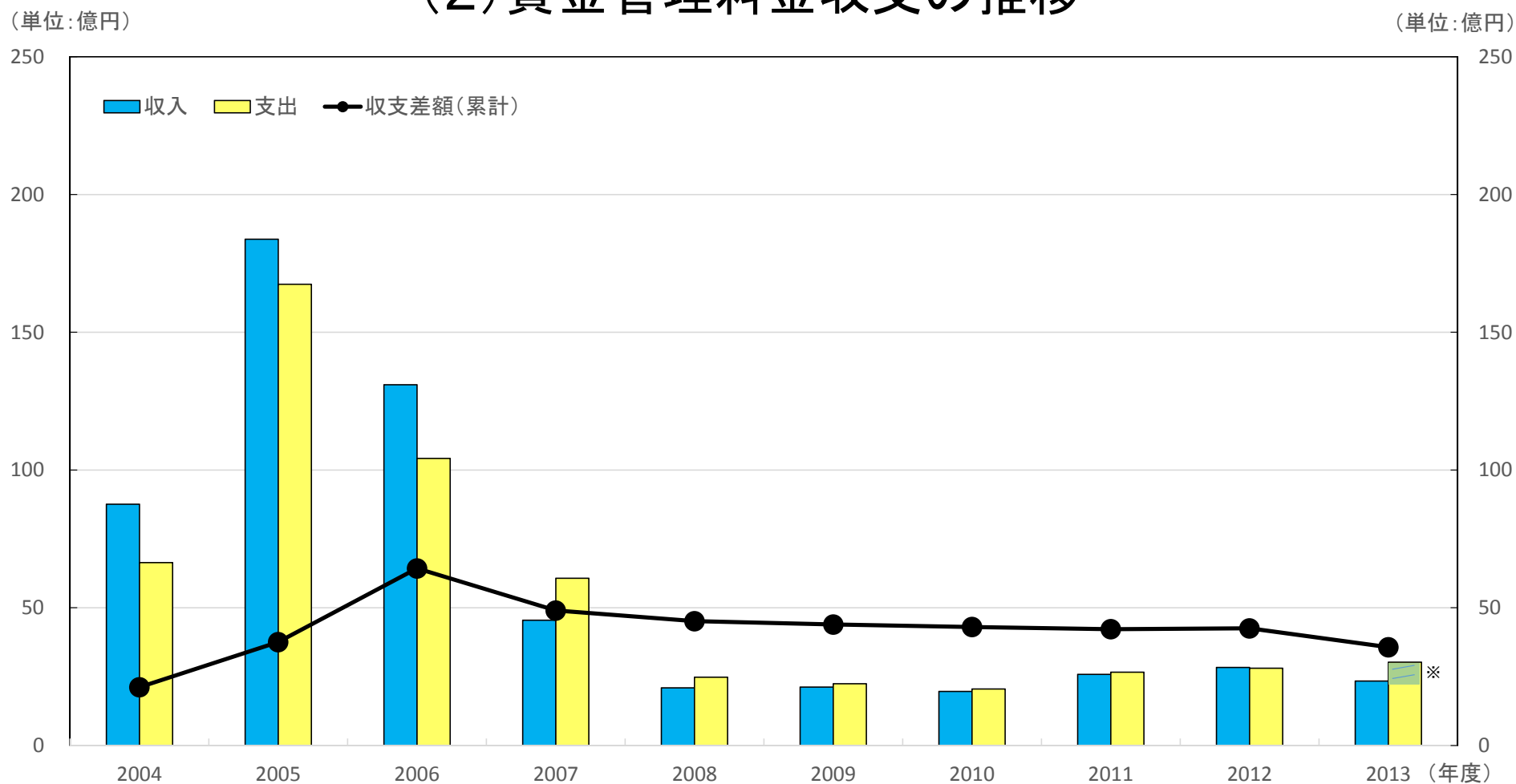
自り法に基づき資金管理業務の実施に要する費用を、経済産業大臣および環境大臣の認可を経て資金管理料金として収受している。

- ① 資金管理業務に要する総費用から、自動車メーカー等が負担する人件費・施設管理費等の全額、情報システム機器のリース・メンテナンス費用および理解普及活動費用等の半額を除き、想定預託台数で除して算出する。
- ② 一定期間(現行料金は11年間)で収支均衡を図る。
- ③ 収受形態別に料金設定する。
 - ◇ 新車時(380円/台)
 - ◇ 継続検査時(480円/台)
 - ◇ 引取時(480円/台)



2. 資金管理法 人 5) 資金管理料金の収支状況

(2) 資金管理料金収支の推移





2. 資金管理法 人 5) 資金管理料金の収支状況

(2) 資金管理料金収支の推移

(単位: 億円)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
資金管理料金収入等	47.58	183.79	130.96	41.51	20.95	20.59	19.09	19.31	20.91	22.22
特預金収入	—	—	—	3.97	—	0.63	0.54	6.55	7.44	1.21
借入金収入	40.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	87.58	183.79	130.96	45.48	20.95	21.22	19.63	25.85	28.36	23.43
事業費支出等	66.38	127.42	104.24	60.73	24.83	22.43	20.54	26.64	28.06	19.63
情報システム刷新準備 資金積立支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.65
借入金返済支出	—	40.00	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	66.38	167.42	104.24	60.73	24.83	22.43	20.54	26.64	28.06	30.28



3. 指定再資源化機関

1) 指定再資源化業務

- (1) 小規模製造・輸入業者からの再資源化等受託業務【1号】
- (2) 義務者不存在車等の再資源化等業務【2号】
- (3) 1号、2号再資源化実績の推移
- (4) 離島対策支援業務【3号】
- (5) 離島対策支援事業実績の推移
- (6) 不法投棄等対策支援業務【4-5号】

2) 運営のチェック体制

- (1) 指定再資源化業務のチェック体制
- (2) 離島対策等検討会

3) 職員数の推移

4) 費用の推移

- (1) 費目別グラフ
- (2) 費目別一覧
- (3) 財源別グラフ
- (4) 財源別一覧



3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(1) 小規模製造・輸入業者からの再資源化等受託業務【1号】

自動車製造・輸入業者のうち、年間の製造・輸入台数が1万台に満たない事業者からの委託を受け、3物品の再資源化処理を実施している。

2015年1月現在

区分	No.	義務者	No.	義務者
1号	1	株式会社 光岡自動車	17	クライスラー日本 株式会社
	2	トヨタ車体 株式会社	18	ブレイントレーディング 株式会社
	3	株式会社 オートレックス	19	ピーシーアイ 株式会社
	4	株式会社 オートリーゼン	20	Tesla Motors Japan合同会社
	5	オートトレーディングルフトジャパン 株式会社	21	マセラティジャパン 株式会社
	6	ゼネラルモーターズ・ジャパン 株式会社	22	株式会社 キャロッセ
	7	ヒュンダイモータージャパン 株式会社	23	株式会社 アルテガジャパン
	8	チェッカーモータース 株式会社	24	McLaren Automotive Asia Pte Ltd
	9	エルシーアイ 株式会社	25	スカニアジャパン 株式会社
	10	ニコル・レーシング・ジャパン 株式会社	26	株式会社 加藤製作所
	11	ポルシェジャパン 株式会社	27	株式会社 小松製作所
	12	ルノー・ジャポン 株式会社	28	東急車輛特装 株式会社
	13	ロールス・ロイス モーターカーズ リミテッド	29	コベルコクレーン 株式会社
	14	フェラーリジャパン 株式会社	30	エスシーアイ 株式会社
	15	ワイ・エンジニアリング 株式会社	31	G L M 株式会社
	16	株式会社 R T C		



3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

① 1号委託料金設定のポイント

- ◇ 1号事業者からの委託業務の対価として、委託料金を受領している。
- ◇ 委託料金は、再資源化等に係る料金と事務取扱手数料で構成されている。
- ◇ 委託料金は、再資源化等に要する費用をモニタリングし、毎年度見直しを行っている。

委託料金	A 再資源化等に係る料金	指定引取場所の運営 二次運搬 再資源化 車上作動処理(エアバッグ類のみ)
	B 事務取扱に係る料金	

② 再資源化等の実施方法

- ◇ フロン類、エアバッグ類 : 一般社団法人自動車再資源化協力機構へ委託
- ◇ ASR : ARTチームに加入



3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(2) 義務者不存在車等の再資源化等業務【2号】

再資源化等を実施すべき自動車製造・輸入業者が存在しない並行輸入車等
等について、リサイクル料金を設定するとともに、3物品の再資源化等業務を
実施している。



3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

①2号リサイクル料金設定のポイント

◇対象となる自動車の車両重量、エアバッグ類の装備個数等に基づき、3物品ごとにリサイクル料金を設定している。

◇事務取扱手数料はリサイクル料金に含まれる。

◇リサイクル料金は、再資源化等に要する費用をモニタリングし、毎年度見直しを行っている。

リサイクル料金	A 回収料金	
	B 運搬料金	一次運搬
	C 再資源化等に係る料金	指定引取場所の運営
		二次運搬
		再資源化
車上作動処理(エアバッグ類のみ)		
D 事務取扱に係る料金		

②再資源化等の実施方法

◇フロン類、エアバッグ類 : 一般社団法人自動車再資源化協力機構へ委託

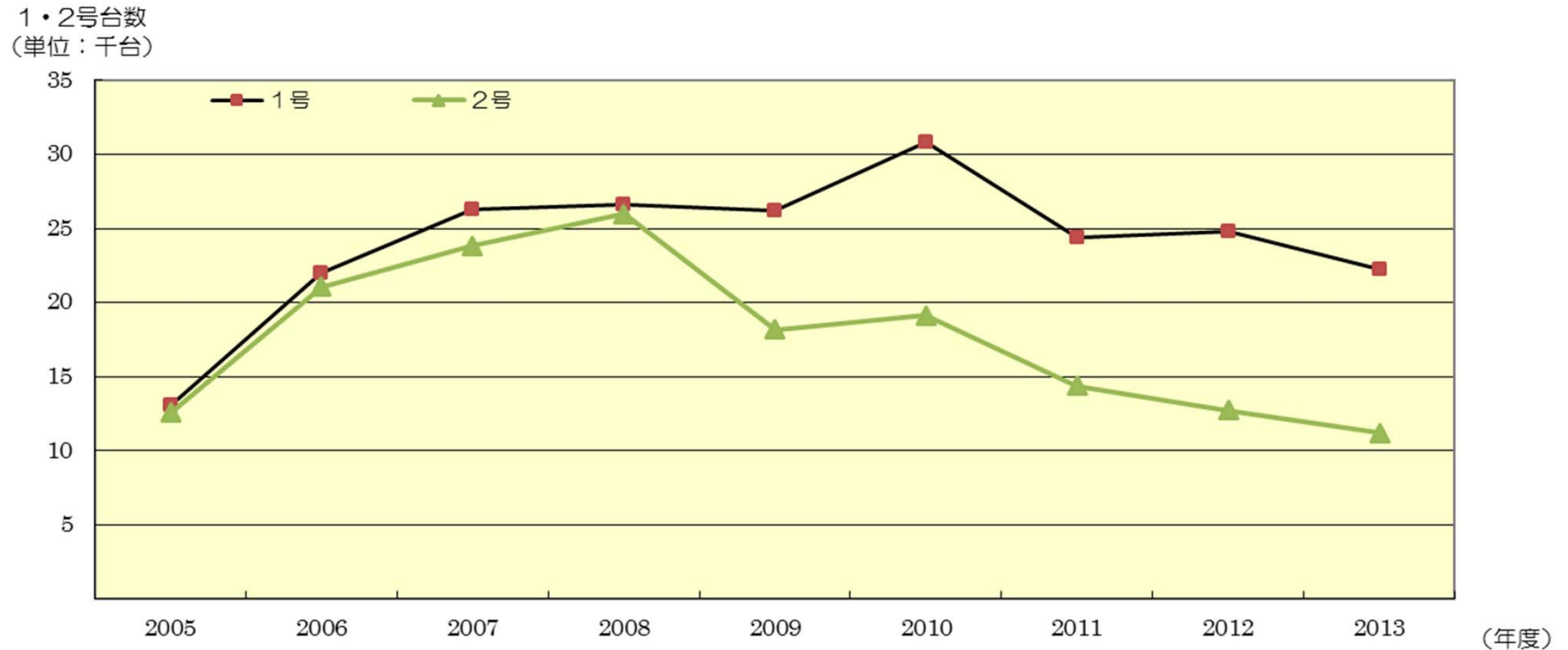
◇ASR : ARTチームに加入



3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(3) 1号、2号再資源化実績の推移

- ・1号引取台数は、2010年度をピークに減少に転じている。
- ・2号引取台数は、2008年度をピークに減少に転じている。



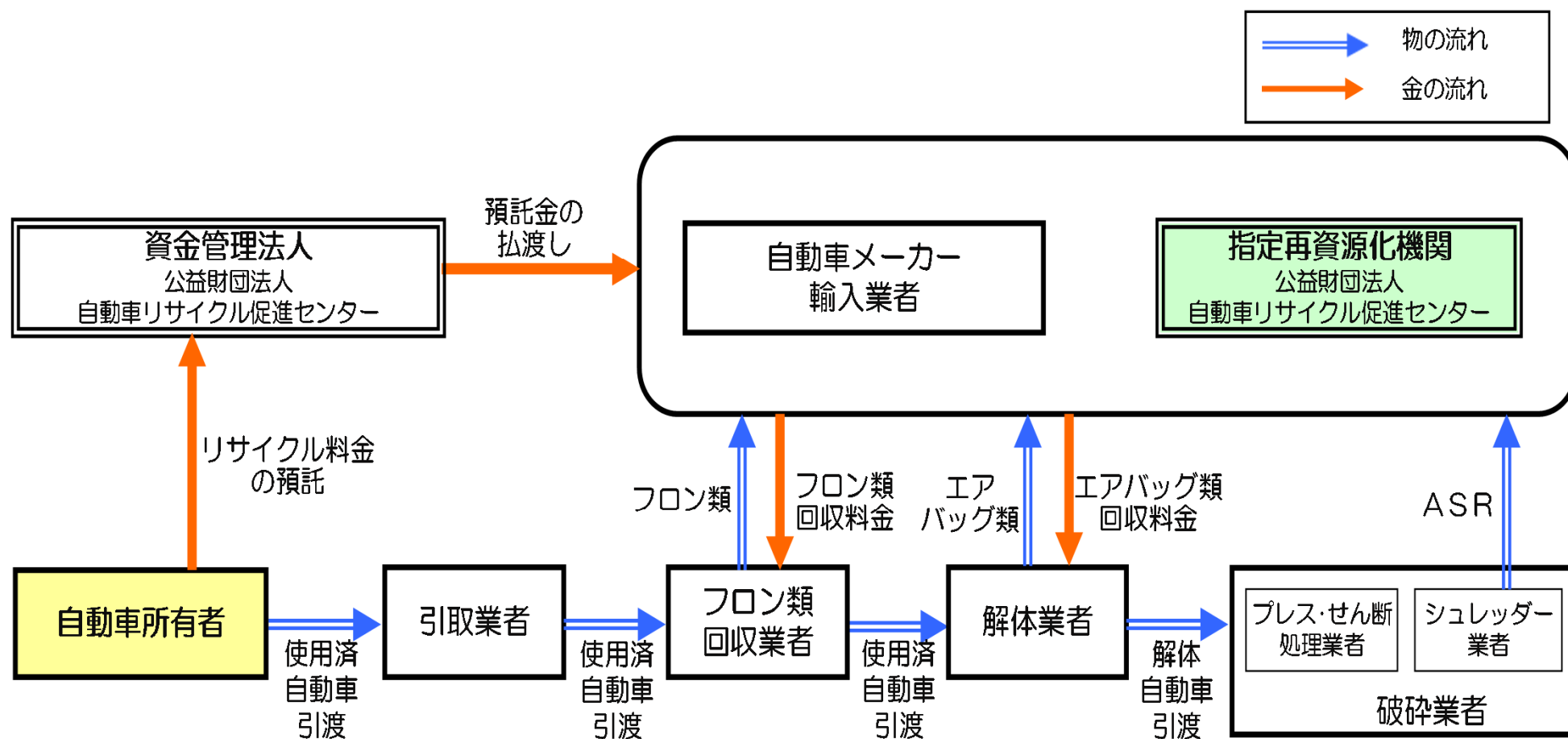
法施行後2013年度末までの累計実績は、使用済自動車引取台数全体3,128万台のうち、1号事業者の引取台数が22万台、シェアは0.7%、2号並行輸入車等の引取台数が17万台、シェアは0.5%。



3. 指定再資源化機関

1) 指定再資源化業務

(参考) 1号・2号再資源化等の流れ





3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(4) 離島対策支援業務【3号】

離島地域においては、海上輸送費が負担となり、発生する使用済自動車の本土への引渡しに支障が生じる場合があることから、特預金を原資として当該海上輸送費の8割を上限に、市町村に対し出えんを行っている。



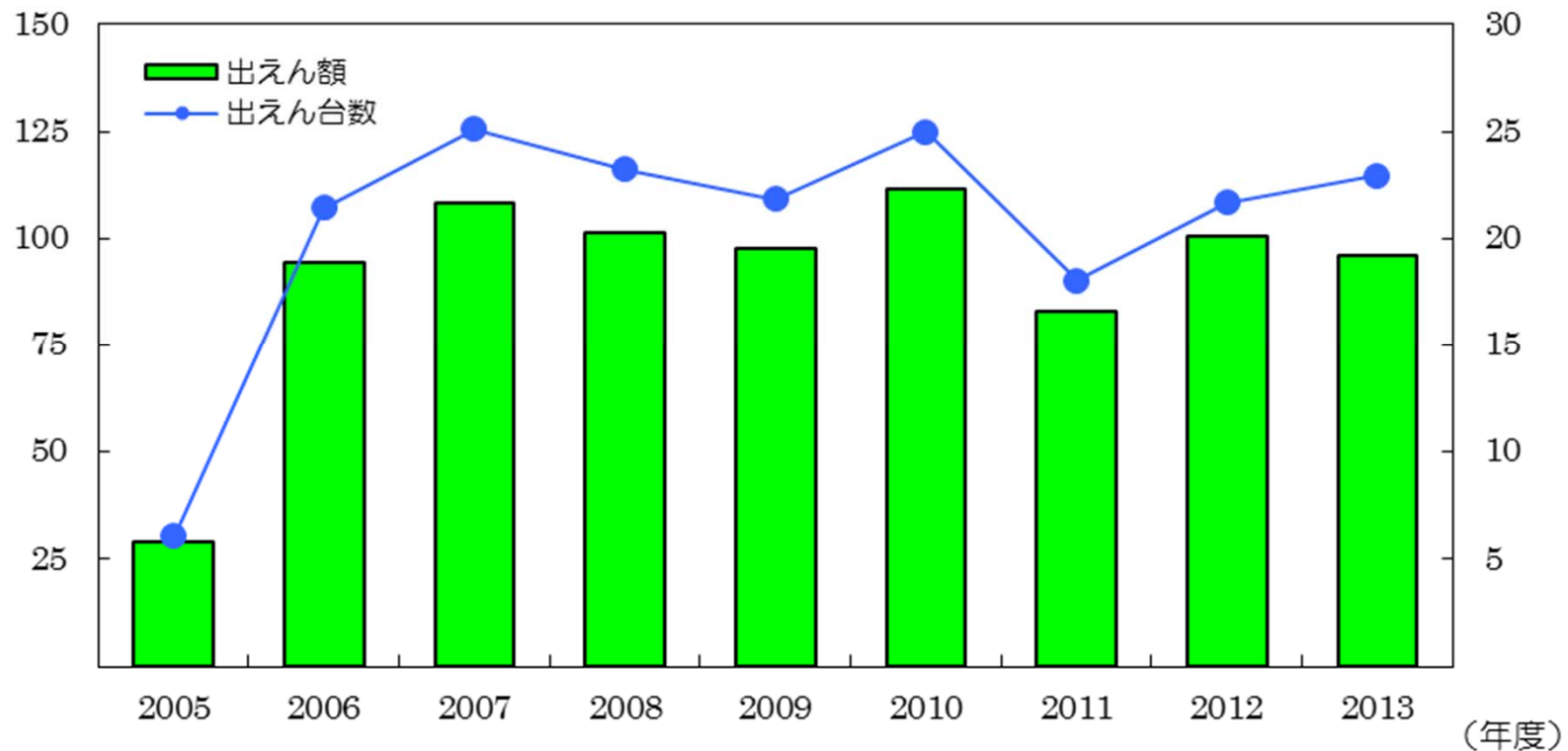
3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(5) 離島対策支援事業実績の推移

- ・事業は安定的に推移している。
- ・島内に車両を有する全125離島市町村をカバーしている。

(単位：百万円)

(単位：千台)





3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(参考) 全国の引取率※と離島対策支援事業申請率の推移 ※保有台数に対する引取台数の比率

本土と同程度の水準で使用済自動車の引き取りが行われている。

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
保有台数 (千台)	75,024	75,656	75,833	75,625	75,299	75,176	75,150	75,610	76,090
全国 引取台数 (千台)	3,049	3,570	3,710	3,580	3,920	3,650	2,964	3,401	3,433
引取率 (%)	4.1%	4.7%	4.9%	4.7%	5.2%	4.9%	3.9%	4.5%	4.5%
保有台数 (台)	416,365	443,661	444,581	442,182	430,148	419,923	420,599	408,653	398,187
離島 申請台数 (台)	6,082	21,419	25,120	23,222	21,855	24,971	18,039	21,653	22,919
申請率 (%)	※ ¹ 1.5%	4.8%	5.7%	5.3%	5.1%	5.9%	※ ² 4.3%	5.3%	5.8%

※¹ 離島対策は2005. 10より事業開始

※² 運用の変更に伴い3Qまでの実績



3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(6) 不法投棄等対策支援業務【4-5号】

不法投棄や不適正保管された使用済自動車等を、自治体が廃棄物処理法に基づき処理した場合の費用に対し8割を上限に出えんを行う。

また、当該処理を実施する自治体の求めに応じ再資源化等協力を行うこととしている。

① 不法投棄等対策支援事業の実績

年度	出えん先	出えん額	処理内容
2007	札幌市	5,233千円	使用済自動車90台 解体自動車 67台 その他自動車由来の廃棄物42.6トﾝ
2007	奄美市	11,600千円	使用済自動車24台 解体自動車等316.0トﾝ
2013	滑川市	121千円	使用済自動車 1台



3. 指定再資源化機関 1) 指定再資源化業務

(参考1) 不法投棄・不適正保管の状況

2013年度末に全国に残存する不法投棄・不適正保管案件のうち、100台以上の案件は6件、合計1,176台。

大規模案件(100台以上)の推移

2004年9月末	2005年9月末	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末
450件 131,709台	258件 72,516台	7件 976台	7件 1,388台	6件 1,225台	6件 1,176台

大規模案件(100台以上)の状況

(2014年3月31日現在)

自治体	所在地	不適正保管・不法投棄台数	備考
北海道	幕別町内	400	自治体において撤去方法について検討を行う
青森県	おいらせ町内	195	関係機関と共同で指導中
福島県	白河市内(本沼地区)	113	現在、自主撤去中
	白河市内(観音前地区)	173	現在、自主撤去中
茨城県	日立市内	100	自治体において状況把握に向け検討中
徳島県	阿波市内	195	自治体において指導中

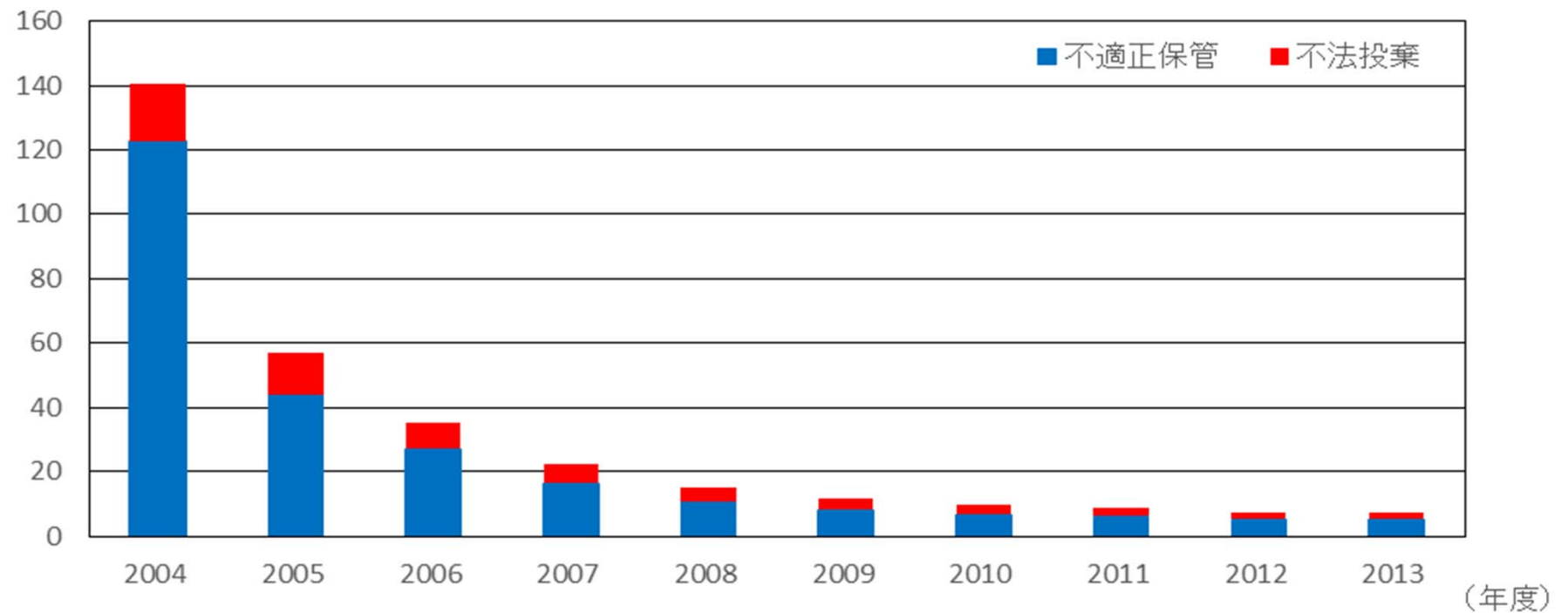


3. 指定再資源化機関

(参考2) 不法投棄・不適正保管台数の推移

2013年度末に全国に残存する不法投棄・不適正保管台数は7,354台
不法投棄2,034台、不適正保管5,320台

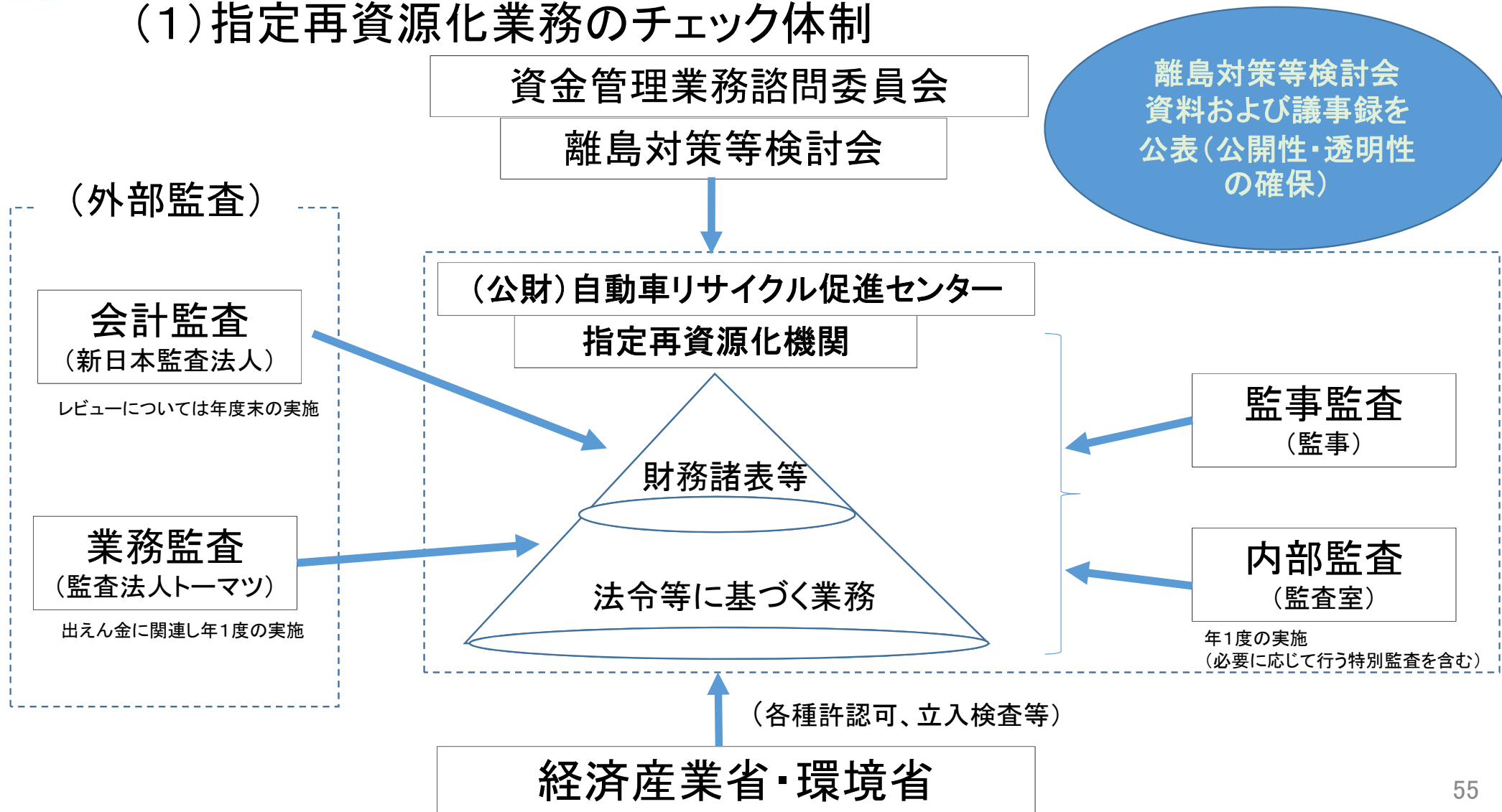
(単位: 千台)





3. 指定再資源化機関 2) 運営のチェック体制

(1) 指定再資源化業務のチェック体制





3. 指定再資源化機関 2) 運営のチェック体制

(2) 離島対策等検討会

- ① 離島対策等の出えんにあたっては、資金管理業務諮問委員会及びその下部組織である離島対策等検討会において調査審議が行われる。

【離島対策等検討会】

座長
大杉 覚 氏
首都大学東京 都市教養学部
教授

委員
渡邊 東 氏
公益財団法人日本離島センター
専務理事

委員
石川 雅紀 氏
神戸大学大学院経済学研究科
教授



離島対策及び不法投棄対策の出えんに関する専門的な事項



【定例審議事項】

事業計画
事業報告

特預金からの
出えん要望額

自治体への出えん

不法投棄対策を実施
する地方公共団体に
対する協力

その他支援業務に
必要な事項



3. 指定再資源化機関

2) 運営のチェック体制

(2) 離島対策等検討会

【その他過去に行った審議・報告事項例】

事業運用の在り方

自治体担当者
支援の方向性

海上輸送費の
妥当性

離島の住民向け
理解普及活動

事業活用促進策

島内での減容化

自治体の
事務負担軽減

事業者等に対する
理解普及活動

札幌市、奄美市、
滑川市の不法投棄
案件

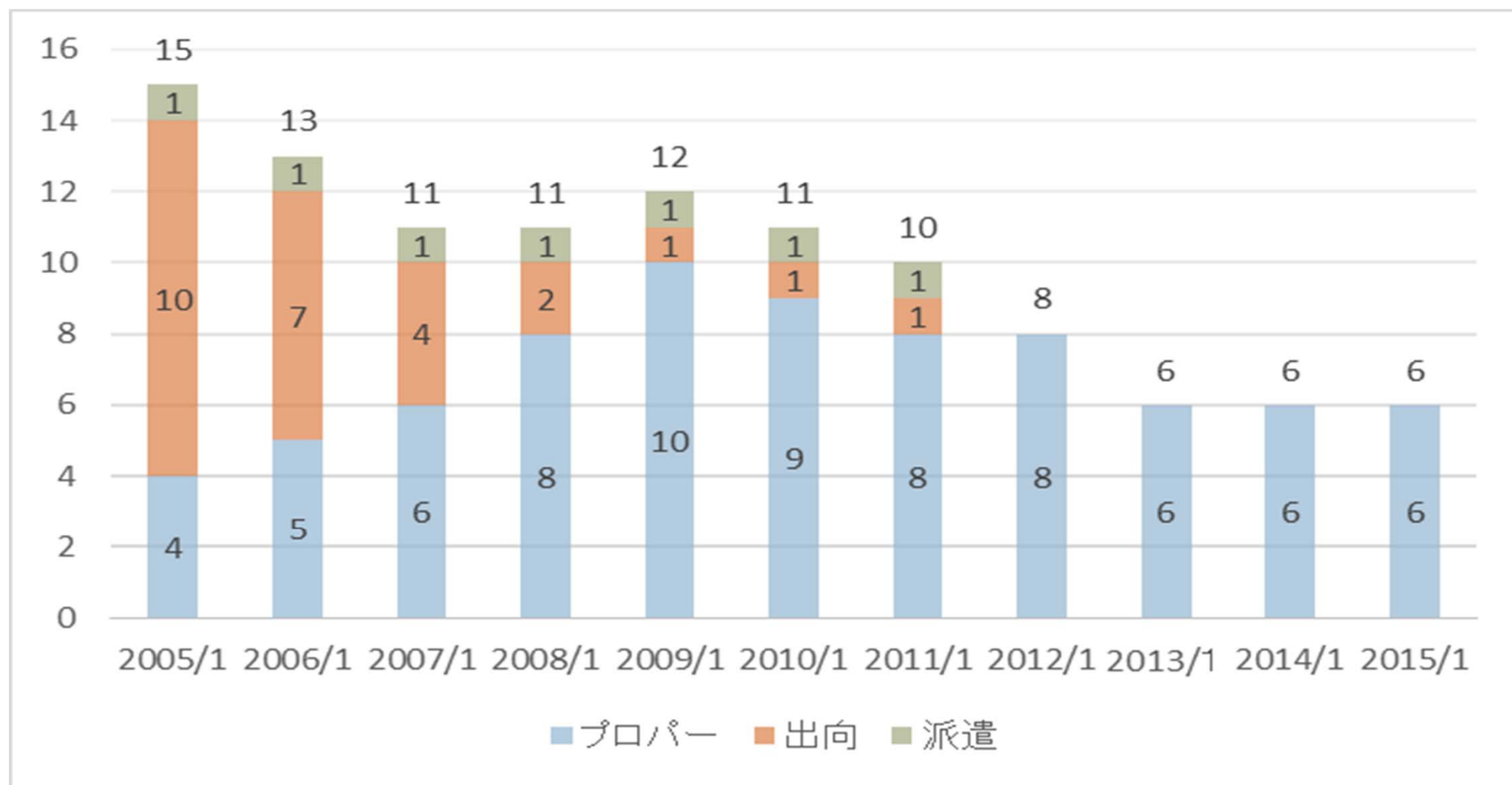
東日本大震災後の
被災離島支援

自り法における
不法投棄等対策
の方向性



3. 指定再資源化機関

3) 職員数の推移

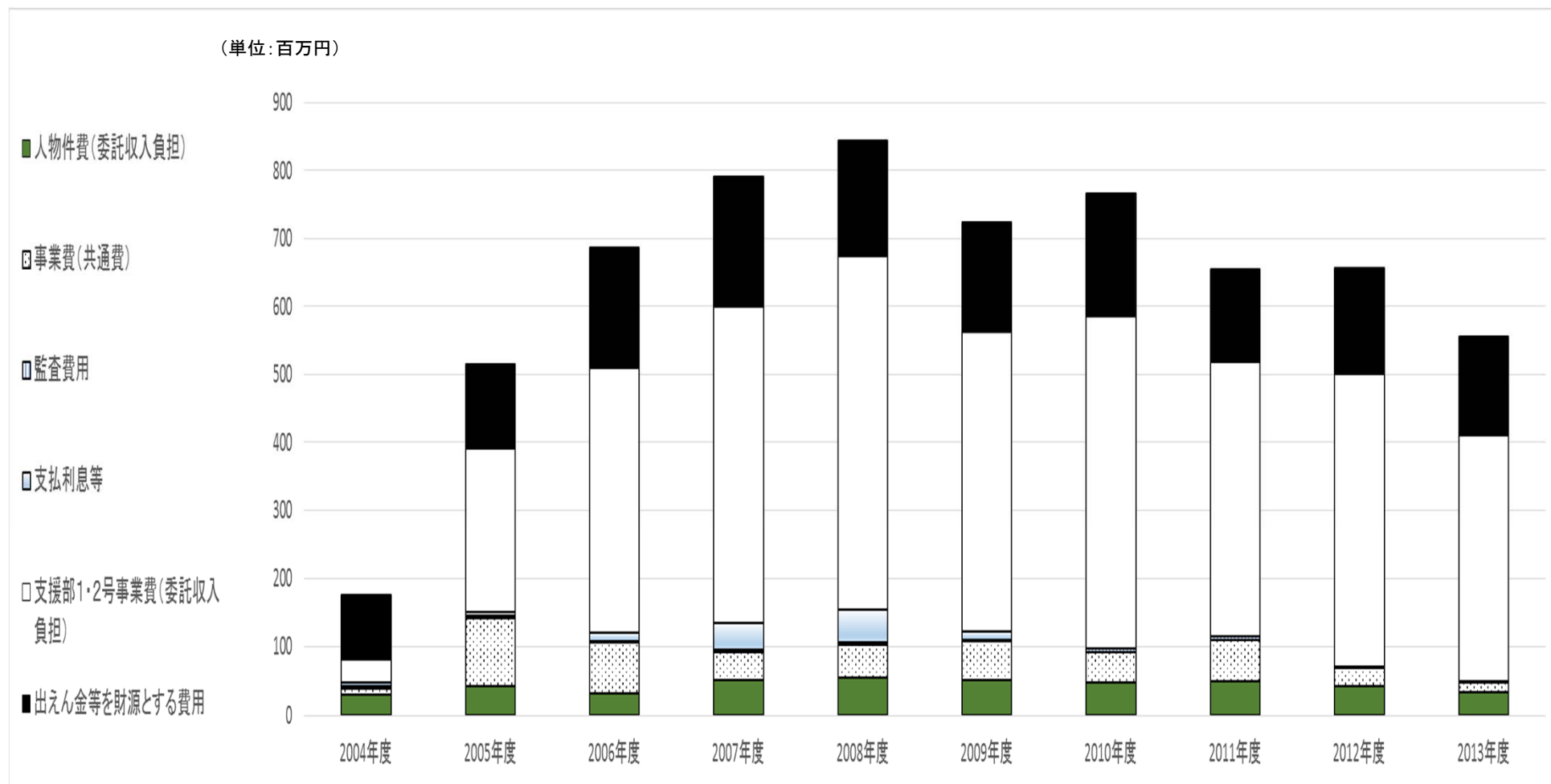




3. 指定再資源化機関

4) 費用の推移

(1) 費目別グラフ





3. 指定再資源化機関

4) 費用の推移

(2) 費目別一覧

(単位: 百万円)

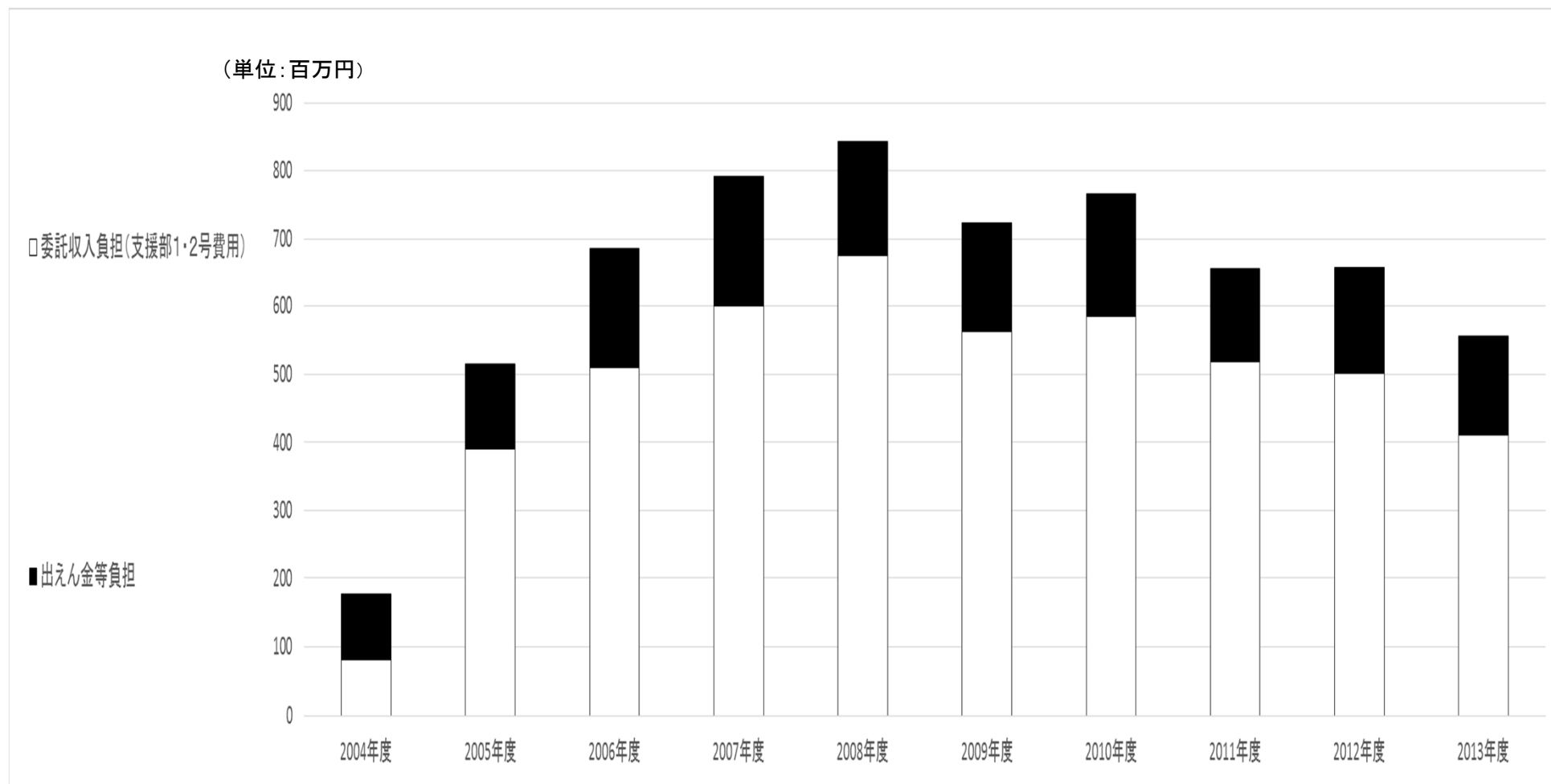
費目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等を財源とする費用	94	124	176	191	169	161	181	137	155	145
支援部1・2号事業費(委託収入負担)	34	240	388	465	521	441	488	403	429	361
支払利息等	5	6	12	40	48	12	1	0	0	0
監査費用	3	3	3	3	3	3	5	5	2	2
事業費(共通費)	10	99	74	42	49	56	43	60	27	13
人物件費	30	43	32	51	55	52	49	50	42	34
総合計	176	515	686	791	843	724	766	655	656	556



3. 指定再資源化機関

4) 費用の推移

(3) 財源別グラフ





3. 指定再資源化機関

4) 費用の推移

(4) 財源別一覧

(単位：百万円)

財源	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等負担	94	124	176	191	169	161	181	137	155	145
委託収入負担(支援部1・2号費用)	82	391	509	600	675	563	585	518	501	411
総合計	176	515	686	791	843	724	766	655	656	556



4. 情報管理センター

1) 情報管理業務

- (1) 電子マニフェストシステムの
維持・管理
- (2) コンタクトセンターの運営

2) 運営のチェック体制

- (1) 情報管理業務のチェック体制

3) 職員数の推移

4) 費用の推移

- (1) 費目別グラフ
- (2) 費目別一覧
- (3) 費目別グラフ
- (4) 費目別一覧

5) 情報管理料金の収支状況

- (1) 情報管理料金設定のポイント
- (2) 情報管理料金収支の推移



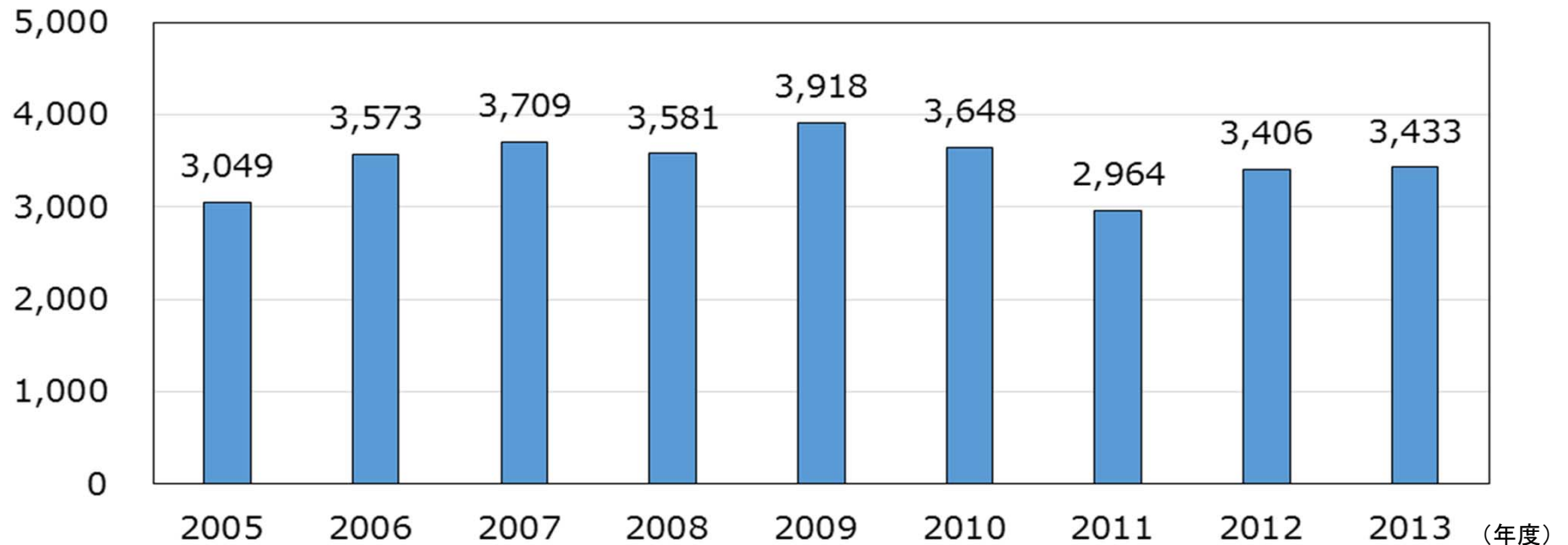
4. 情報管理センター 1) 情報管理業務

(1) 電子マニフェストシステムの維持・管理

① 移動報告件数の推移(引取工程の引取報告)

- ・300～400万件/年の間を推移(直近2年間は約340万件/年)
- ・東日本大震災後の2011年度のみ300万件を下回る

(単位: 千件)





4. 情報管理センター 1) 情報管理業務

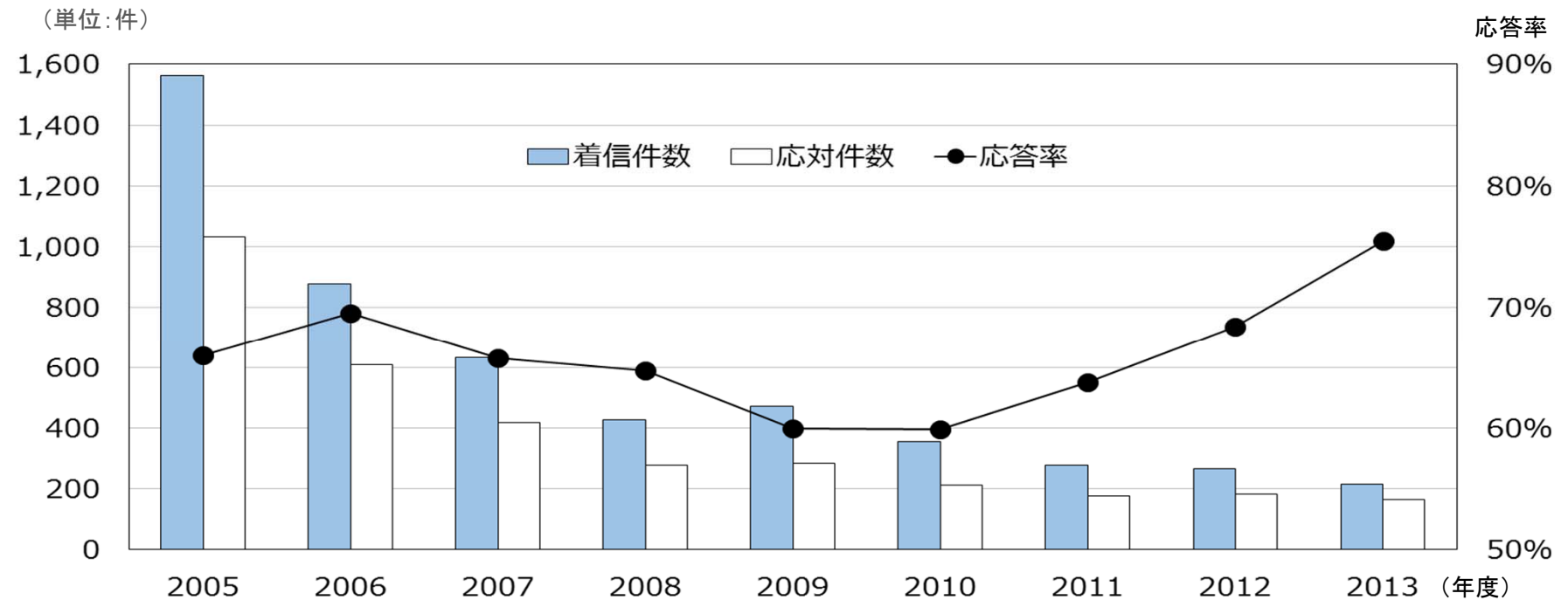
(2) コンタクトセンターの運営

① コンタクトセンター問合せ件数推移

◇着信件数 約1,600件/日 → 約200件/日に減少

(事業者の習熟、事業者への理解普及活動等)

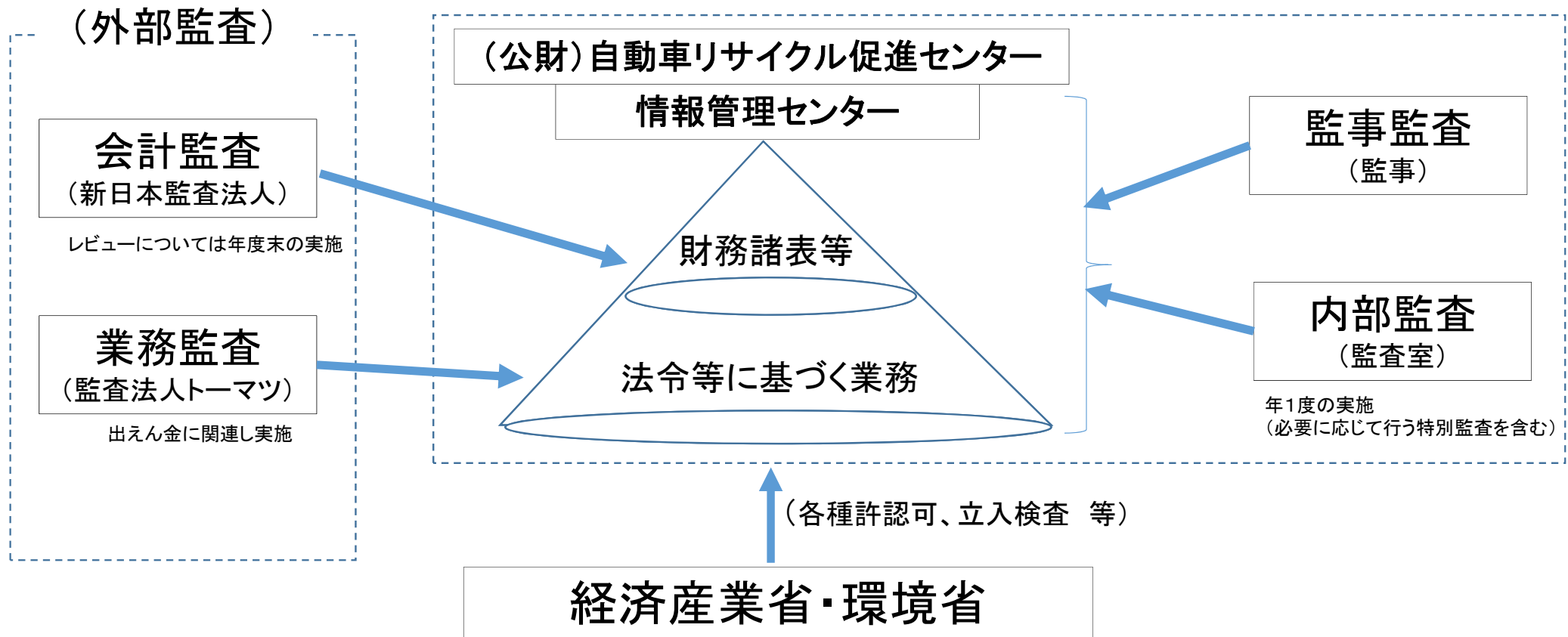
◇応答率 約65% → 約75%に向上 (ベンダーの習熟、標準作業時間の導入等)





4. 情報管理センター 2) 運営のチェック体制

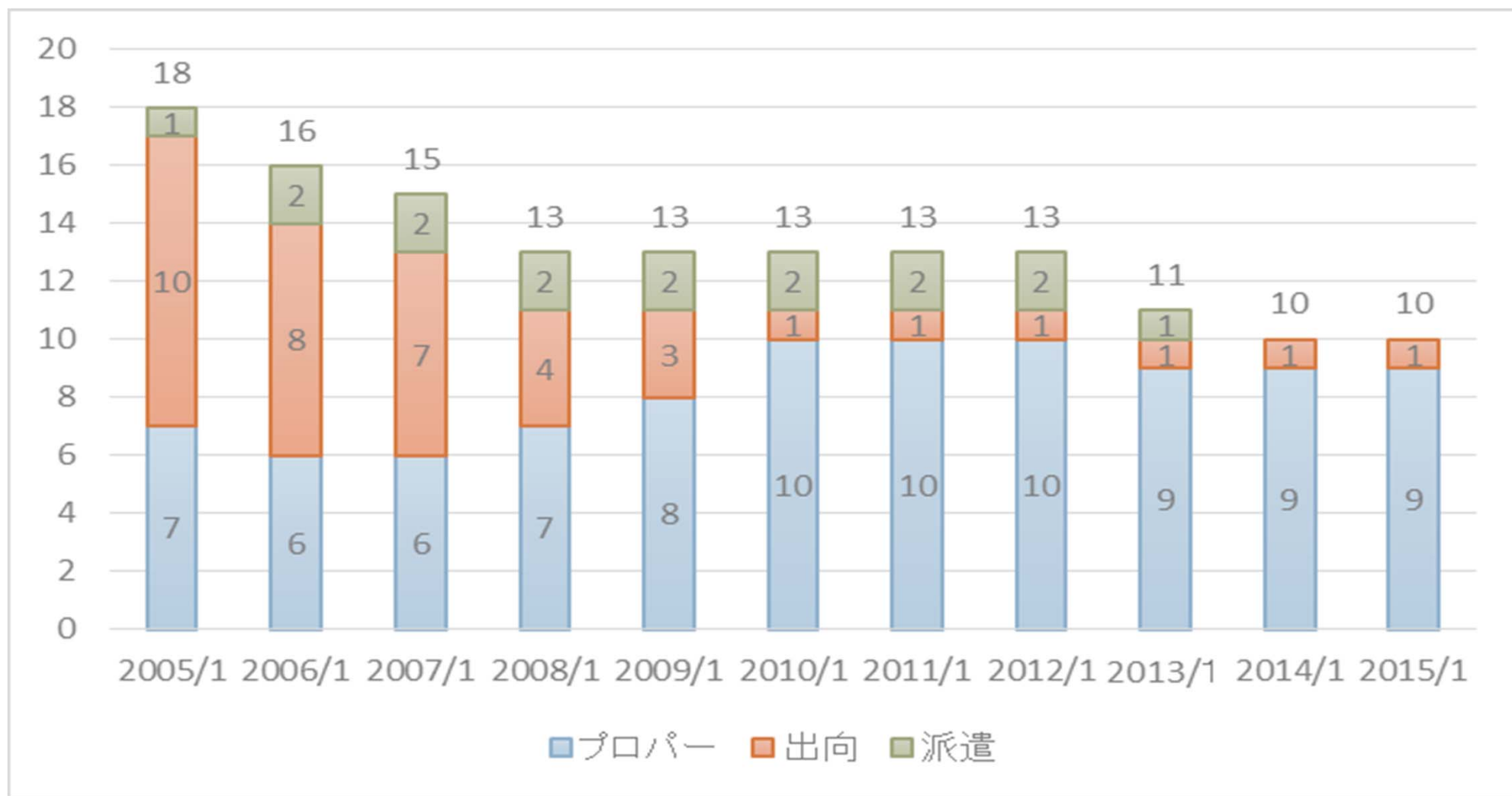
(1) 情報管理業務のチェック体制





4. 情報管理センター

3) 職員数の推移

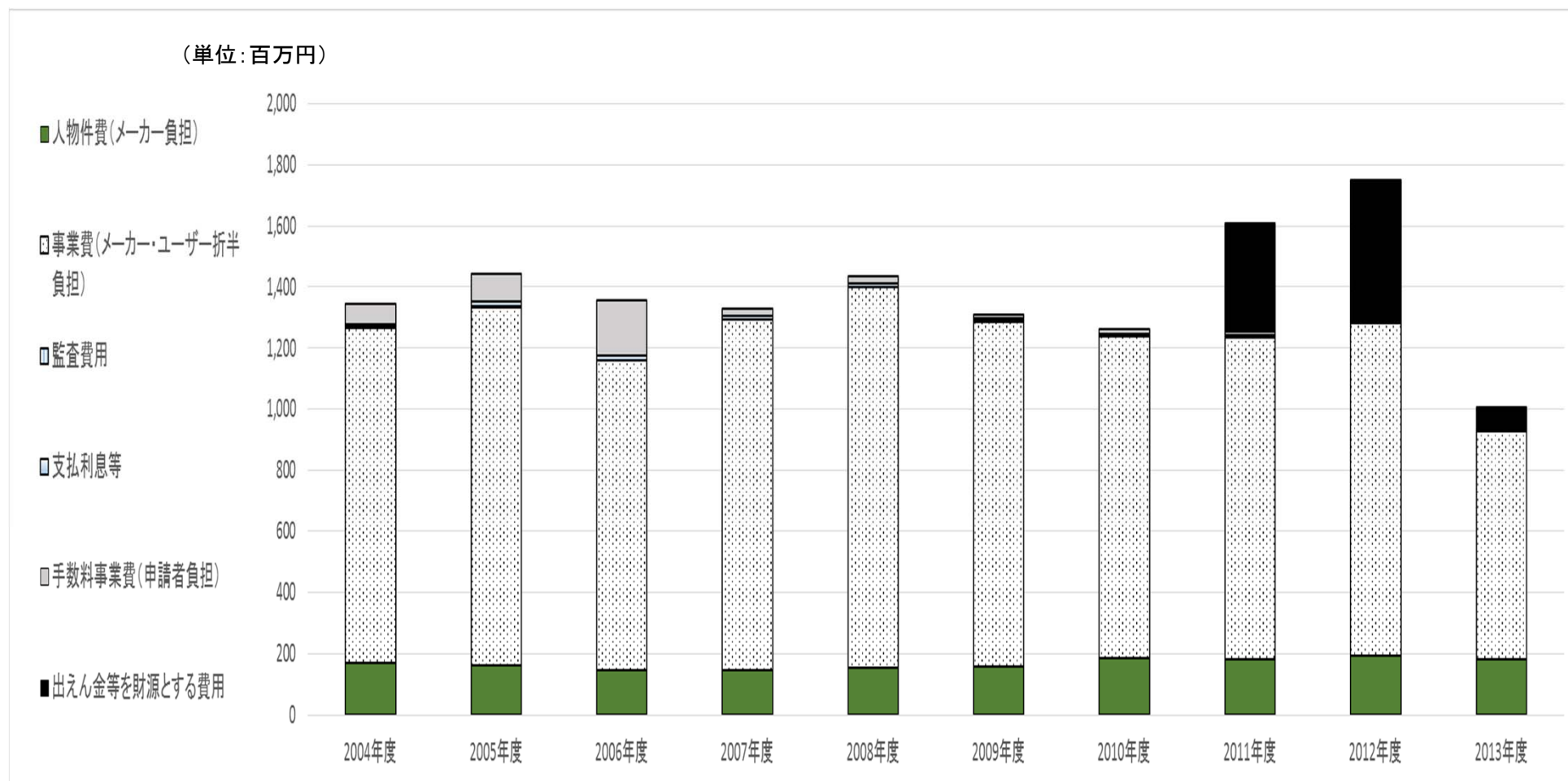




4. 情報管理センター

4) 費用の推移

(1) 費目別グラフ





4. 情報管理センター

4) 費用の推移

(2) 費目別一覧

(単位: 百万円)

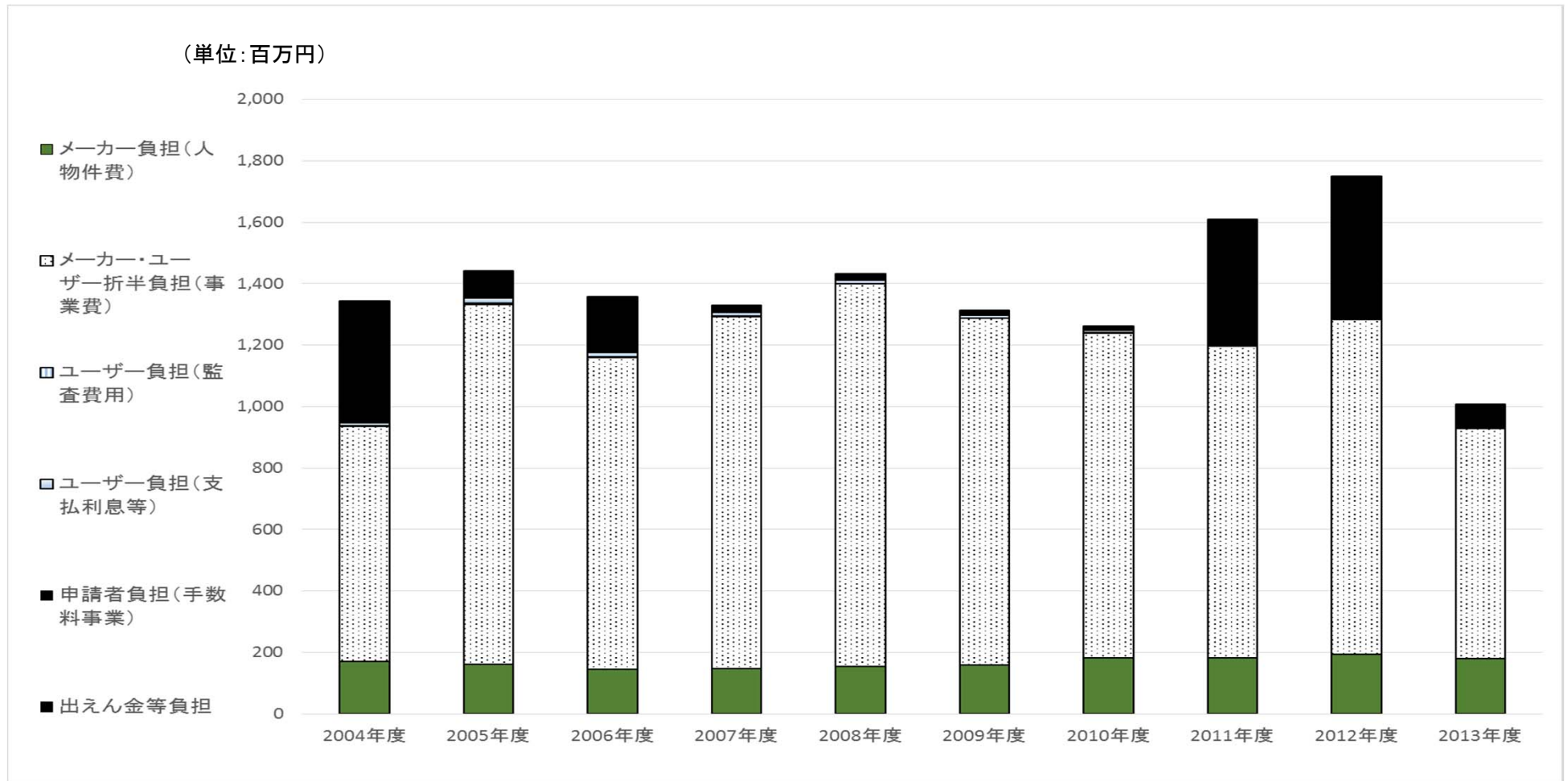
費目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等を財源とする費用	0	0	0	0	0	0	0	356	456	67
手数料事業費(申請者負担)	66	90	182	24	23	14	13	11	10	9
支払利息等(ユーザー負担)	8	16	14	12	10	8	6	2	0	0
監査費用(ユーザー負担)	3	3	2	2	2	2	4	4	2	2
事業費(メーカー・ユーザー折半負担)	1,097	1,172	1,013	1,144	1,245	1,127	1,055	1,054	1,088	750
人物件費(メーカー負担)	170	161	146	148	154	159	183	183	194	179
総合計	1,343	1,442	1,357	1,330	1,433	1,310	1,260	1,609	1,750	1,007



4. 情報管理センター

4) 費用の推移

(3) 財源別グラフ





4. 情報管理センター

4) 費用の推移

(4) 財源別一覧

(単位: 百万円)

財源	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
出えん金等負担	389	76	168	11	11	0	1	396	456	67
申請者負担(手数料事業)	8	14	14	13	12	14	13	11	10	9
ユーザー負担(支払利息等)	8	16	14	12	10	8	6	2	0	0
ユーザー負担(監査費用)	3	3	2	2	2	2	4	4	2	2
メーカー・ユーザー折半負担(事業費)	765	1,172	1,013	1,144	1,245	1,127	1,055	1,014	1,088	750
メーカー負担(人物件費)	170	161	145	148	154	159	183	183	194	179
総合計	1,343	1,442	1,357	1,330	1,433	1,310	1,261	1,610	1,750	1,007



4. 情報管理センター 5)情報管理料金の収支状況

(1)情報管理料金設定のポイント

自り法に基づき情報管理業務の実施に要する費用を、経済産業大臣および環境大臣の認可を経て情報管理料金として収受している。

①情報管理業務に要する総費用から、自動車メーカー等が負担する人件費・施設管理費等の全額、情報システム機器のリース・メンテナンス費用および電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの理解普及活動費用等の半額を除き、想定払渡台数で除して算出する。

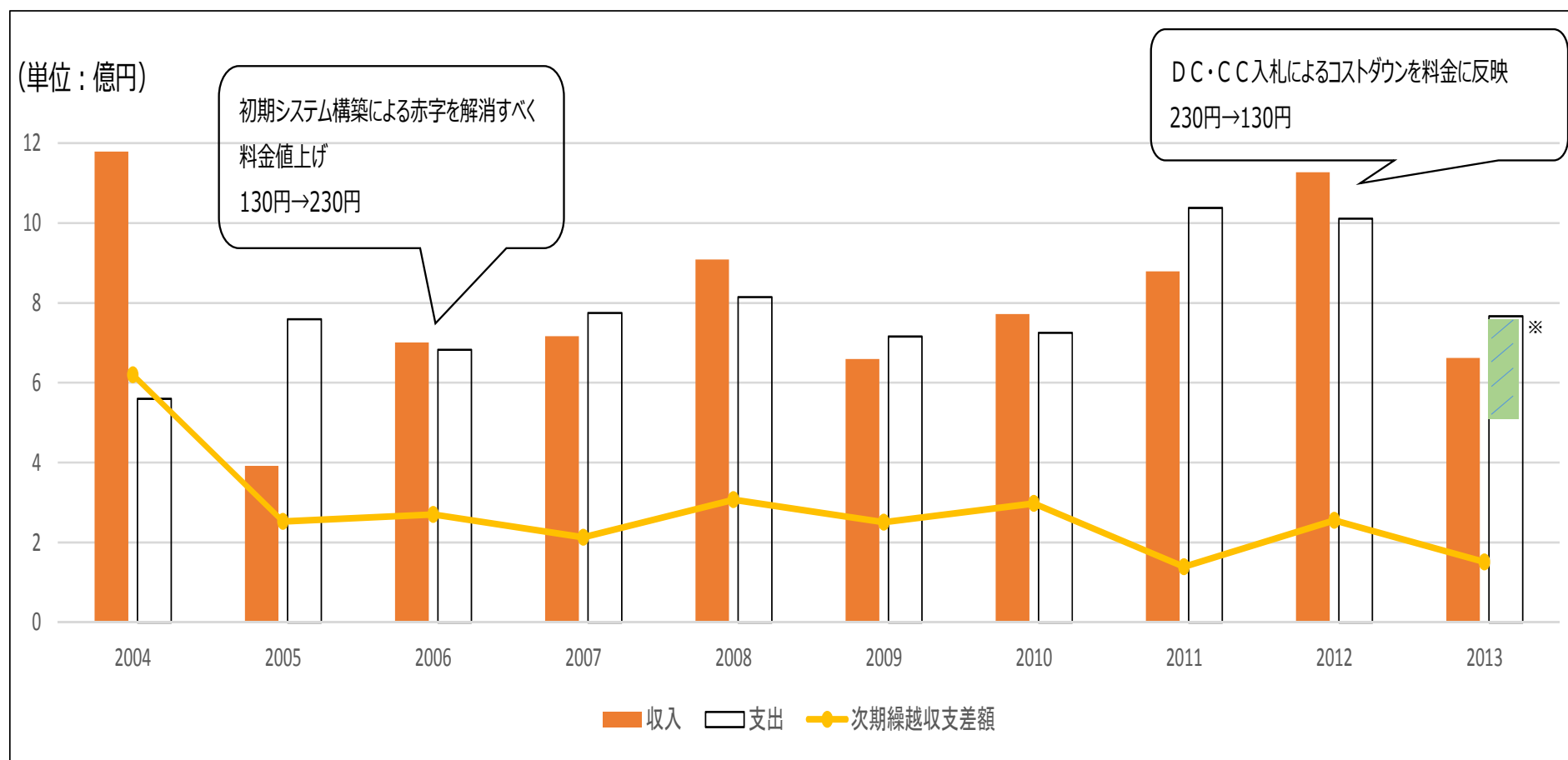
②現行の情報管理料金は、2度の改定を経て130円／台(2012年4月～)。

※制度発足当初は、130円／台(2005年1月～2006年3月)。2006年4月に1回目の改定を行い230円／台(2006年4月～2012年3月)。

③現行料金の設定にあたっては、上記①の考え方により、一定期間(20年間)で収支均衡を図ることとした。

※最初の10年間(2012～2021年度)は既に預託された130円と230円が払渡される期間であり、次の10年間(2022～2031年度)は、主に改定後の130円が払渡される期間。

(2)情報管理料金収支の推移



※2013年度の支出には、情報システム刷新準備資金の積立額(3.2億円)を含む



4. 情報管理センター

5)情報管理料金の収支状況

(2)情報管理料金収支の推移

(単位:億円)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
情報管理料金収入等	0.49	3.91	6.55	6.18	6.79	6.30	7.13	5.24	6.71	5.96
特預金収入	0.00	0.00	0.45	0.99	2.29	0.30	0.59	3.56	4.56	0.67
借入金収入	11.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計	11.79	3.91	7.00	7.17	9.08	6.59	7.72	8.79	11.27	6.62
事業費支出等	5.59	6.10	5.27	5.87	6.36	5.75	5.45	8.98	10.11	4.49
情報システム刷新 準備資金積立支出	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.18
借入金返済支出	0.00	1.50	1.56	1.88	1.78	1.40	1.80	1.40	0.00	0.00
小計	5.59	7.59	6.82	7.75	8.14	7.15	7.25	10.38	10.11	7.67



5. トピックス

1) 東日本大震災への対応

- (1) 番号不明被災自動車への対応
- (2) 各省庁関連情報のホームページへの集約
- (3) 事業者登録・許可の満了日延長への対応

2) データセンター入札

3) コンタクトセンター入札

4) 指定法人業務の改善事例

- (1) 資金管理法入
- (2) 指定再資源化機関
- (3) 情報管理センター
- (4) 指定法人共通事例

5) 二輪車リサイクルシステム

- (1) 二輪車リサイクルシステムの事務局機能
- (2) 二輪車リサイクルシステムの広報活動
- (3) 東日本大震災対応



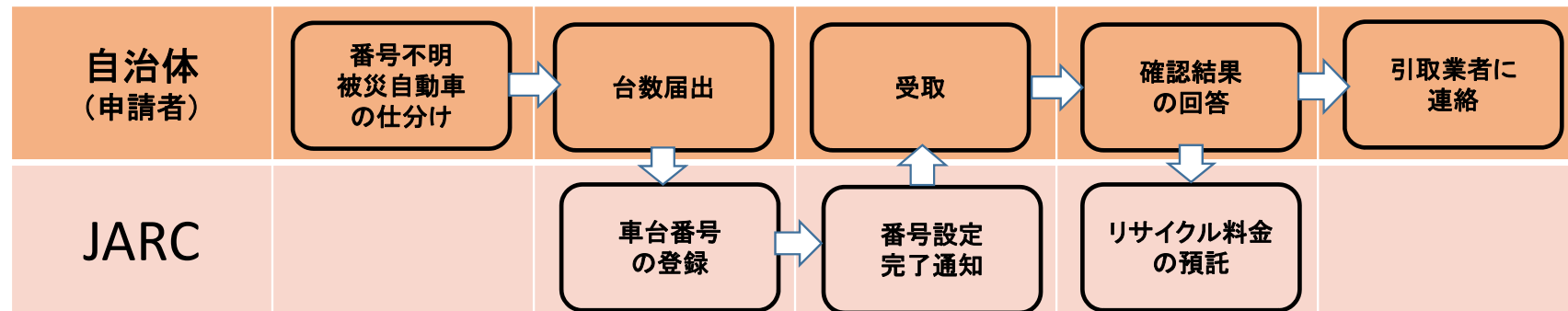
5. トピックス 1) 東日本大震災への対応

(1) 番号不明被災自動車への対応

被災した自動車のうち、車台番号及びナンバープレート情報が判別できない使用済自動車の再資源化等の迅速化および引き取りを求めた者の過度な負担の防止、並びに被災地の早期復興を目的として特預金を原資としてリサイクル料金を預託する特別な対応を実施。

	年度				(単位: 台数)	(単位: 百万円)
	2011	2012	2013	2014 (11月末現在)	台数 合計	預託額
預託 台数	8,205	3,089	1,218	81	12,593	135

【対応スキーム】





5. トピックス 1) 東日本大震災への対応

(2) 各省庁関連情報の ホームページへの集約

◇震災に関する連絡事項等を自動車
リサイクルシステムのホームページ
に一元化して紹介

(3) 事業者登録・許可の 満了日延長への対応

◇官報に基づき、特定災害区域の
200事業所のシステム登録満了日
を2011年8月31日に延長

各省庁関連情報掲載ページ

自動車リサイクルシステム

[トップページ](#) | [よくあるご質問](#) | [関連事業者情報検索](#) | [このサイトについて](#)

[自動車リサイクルトップページ](#) > [重要情報](#)

【ご参考】省庁・自工会等からの東日本大震災関連の連絡事項

省庁等から発信されている東日本大震災に関する連絡事項等(使用済自動車関連)を掲載しておりますので、ご参照ください。

①被災者生活支援特 別対策本部
[東北地方太平洋沖地震における被災家屋等の撤去等に関する指針](#)

②経済産業省・環境省・国土交通省
[東北地方太平洋沖地震より被災した自動車の処理について](#)

震災関連(官報20110822)事業者の登録・許可.pdf

③国土交通省(抹消登録関連)
[東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について](#)

④国税庁(自動車重量税関連)
[被災自動車に係る自動車重量税の還付等について](#)

⑤総務省(自動車税関連)
[被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて](#)

⑥日本自動車工業会
【まとめ 6月2日版】EV・HEVの取扱いに係る関係者への周知資料一式(震災関係).doc

⑦軽自動車検査協会(被災自動車関連)
[東日本大震災で軽自動車 が被害に遭われた方へ\(軽自動車編\)](#)



5. トピックス 2) データセンター入札

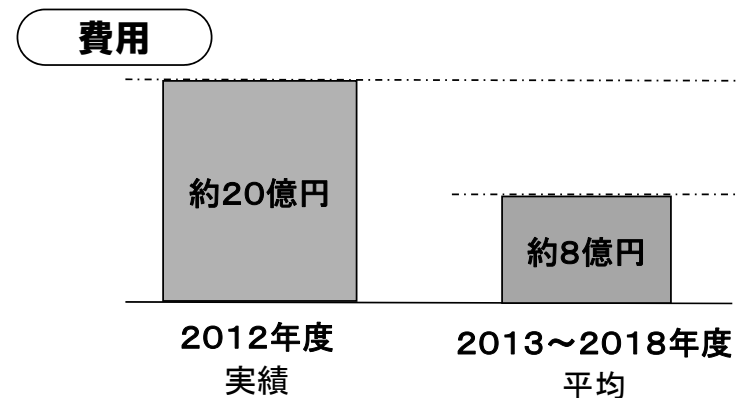
【実施時期】 2010年12月(2013年5月より新センター稼働)

【目的】 新IT技術の導入による一層のシステム安定稼働を実現し、同時にデータ量増加に対応する性能対策を実施すること。

【効果】 ①入札により約12億円/年の費用削減を実現した。
②性能対策の実施により、今後10年間は安定稼働が可能となった。

※性能対策費用(総額約30億円)のうち、約22億円は経済産業大臣および環境大臣の承認を得て、特預金を充て対応。

性能	
分類	稼働後実績
オンライン (事業者向け等の画面)	2010年夏時点に比べ、約25%性能向上。
バッチ (夜間集中処理等)	2010年夏時点:午前4時前後に処理終了 → 午前1半終了





5. トピックス 3)コンタクトセンター入札

【実施時期】 2011年2月(2011年10月より新センター稼働)

【目 的】 ユーザーおよび事業者の更なる利便性向上、
オペレーション業務の効率化、並びに事業者
登録コストの削減を実現すること。

【効 果】 ①入札による費用削減
約6億円／5年(約15億円→約9億円)
②書類保管基準見直し、保管スペース縮小等の
業務見直し・変更による費用削減
約8百万円／3年(約21百万円→約13百万円)



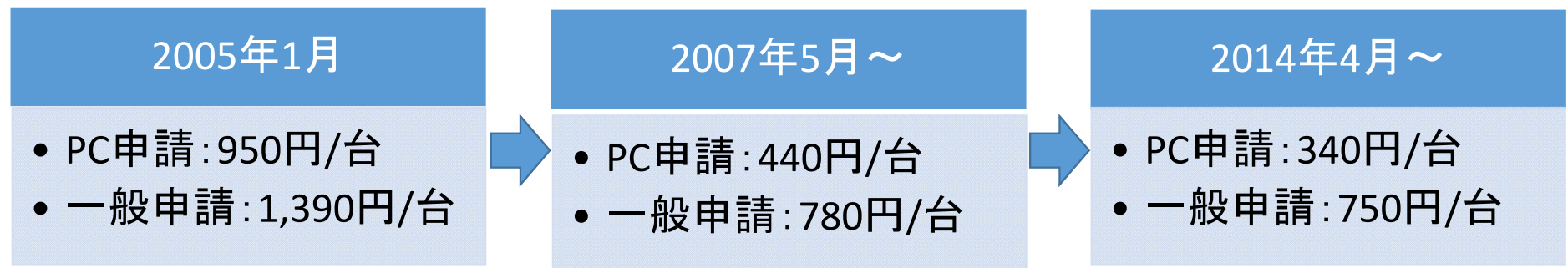
5. トピックス 4) 指定法人業務の改善事例

(1) 資金管理法入

① 輸出返還業務の改善

競争入札の実施や審査実務のプロセス見直し等の業務効率化により、事業費用の削減を図り、2度の料金改定(値下げ)を実施した。

【輸出取戻し手数料の推移】





5. トピックス 4) 指定法人業務の改善事例

②使用済自動車処理状況の情報提供

自動車リサイクルシステムの更なる透明性向上と、自動車ユーザーを始めとした関係者の自動車リサイクルに対する理解促進を目的として、使用済自動車を引取業者に引き渡してから処理完了までの工程別(引取行程から破碎工程まで)状況を事業者のみならず、自動車ユーザー自らも確認できる情報サービスを2008年5月から開始している。

1. 使用済自動車の処理状況 (以下は 2008年5月9日 現在の情報)

<車両の情報>

車名	トヨタ	車台番号	JZX90-9999999
登録番号/車両番号	福島 33 め 999	移動報告番号 (リサイクル券番号)	0400-9999-9999
フロン類装備	有	エアバッグ類装備	有
解体報告記録日	*****		

<処理の情報>

※ 処理工程の画像又は引取日・引渡日の文字をクリックすると各処理工程の解説が表示されます。



ご照会の使用済自動車は、すべての処理を終えました。



5. トピックス 4) 指定法人業務の改善事例

(2) 指定再資源化機関

① 離島対策支援業務の運用改善

2011年に事業の利便性および効率性を高めるべく、自治体からの申請手続きの簡素化を中心とする運用改善を実施した。

◇保有台数100台以下の市町村は計画書提出を省略

◇市町村からの提出書類を大幅に簡素化

◇都道府県による申請の取り纏めを廃止し、市町村からの直接申請に変更



5. トピックス 4) 指定法人業務の改善事例

② 不法投棄等対策支援事業の運用改善

不法投棄・不適正保管台数及び事業活用見込み等の調査を2009年度から開始し、全118自治体における対象案件数の推移と対応状況をモニターしている。

産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会議における議論を踏まえ、2012年に中小規模案件の事業活用促進を目的に下記の運用変更を実施。

◇100台以下の案件について事業計画書の提出を省略

◇自治体担当者向けの手引書に事例や記載例を盛り込む等の改訂



5. トピックス 4) 指定法人業務の改善事例

(3) 情報管理センター

① 電子マニフェスト業務の運用改善

マニフェスト誤発行防止活動 (2011年度～)	➡	多発業者への注意喚起 行政との連携
FAX業者のPC化促進 (2006年度～)	➡	稼働事業所 641社(法施行当初) → 40社(2014年度11月現在)
使用済自動車発生台数予測内製化 (2012年度～)	➡	外注費用 約2百万円／1回 → 0円



5. トピックス 4) 指定法人業務の改善事例

(4) 指定法人共通事例

自動車リサイクルシステムの安定運用、自動車ユーザーを始めとした利用者の利便性向上、並びにコスト効率化の観点で様々な取り組みを実施している。

◇1業務2名体制の構築、職員のマルチスキル化

◇マニュアル等の見直しによる業務プロセスの簡素化

◇ユーザーからのよくある質問の蓄積とFAQ化

◇ユーザーによる記載ミス防止のための申請書類見直し

◇帳票類の管理を紙媒体から電子媒体への移行

◇決算(月次、四半期、年次)の早期化・短縮化・標準化

安定化

利便性
向上

効率化

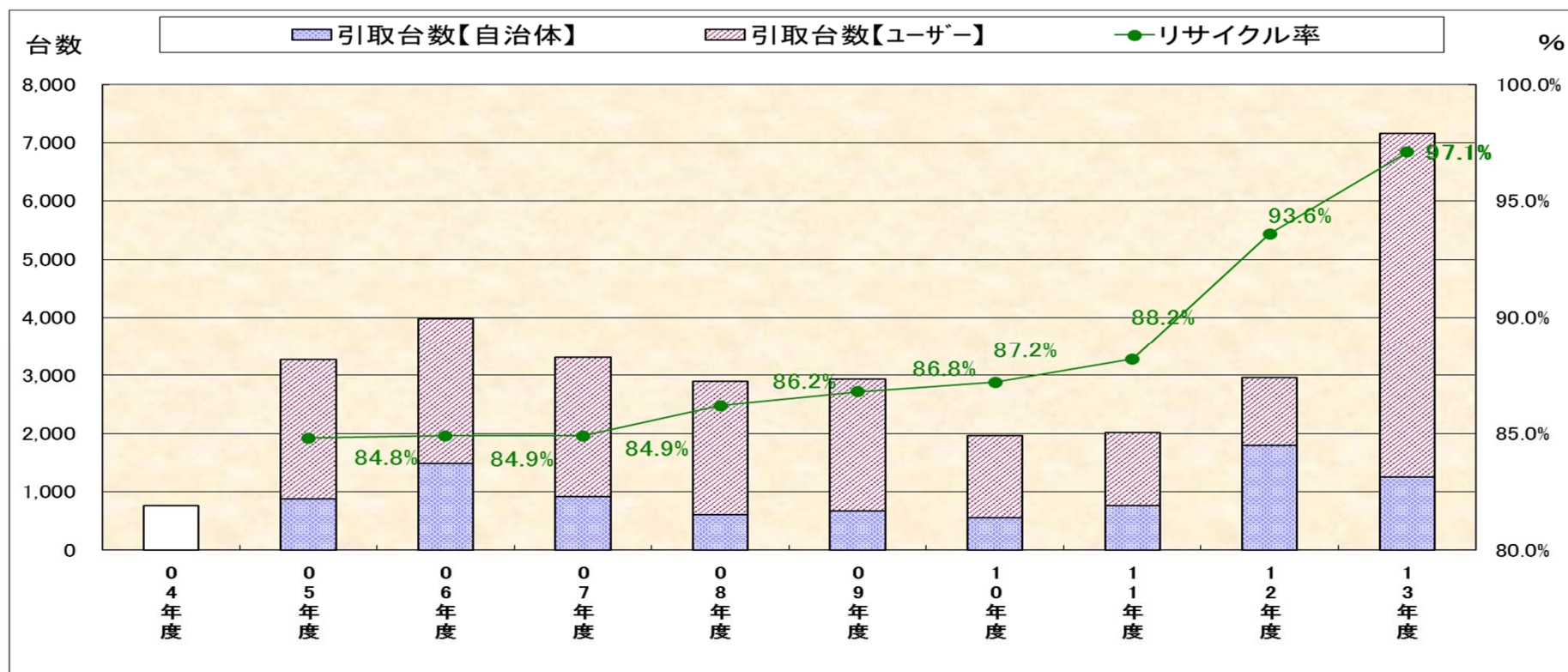


5. トピックス 5) 二輪車リサイクルシステム

(1) 二輪車リサイクルシステムの事務局機能

国内二輪車メーカー4社および輸入業者12社は、ユーザー等が廃棄を希望する二輪車を適正に再資源化処理するために、自主的に「二輪車リサイクルシステム」を運営。本財団は、その運営事務局を受託している。

(参考) 引取台数・リサイクル率





5. トピックス 5) 二輪車リサイクルシステム

(2) 二輪車リサイクルシステムの広報活動

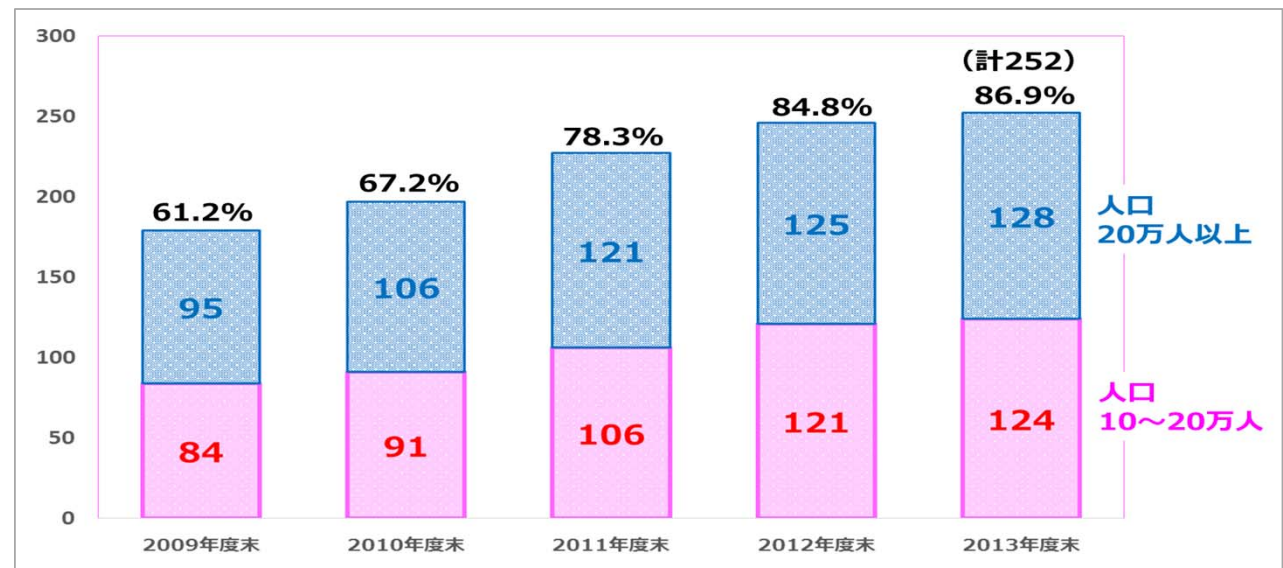
① ユーザーへの周知活動

エコプロダクツ展、二輪車ショー等のイベントやメディアを通じ、ユーザーへの周知活動を行っている。

② 自治体・住民への周知活動

地域住民からの問い合わせに対し「二輪車リサイクルシステム」を案内いただくよう、地方自治体への周知活動を行っている。

「二輪車リサイクルシステム」を住民に案内している自治体(ホームページ)N=290(人口10万人以上)、本財団調べ





5. トピックス 5) 二輪車リサイクルシステム

(3) 東日本大震災対応

被災した二輪車425台を「二輪車リサイクルシステム」のスキームで引取り、メーカーが費用を全額負担し、再資源化処理を実施した(2012年度)。



東日本大震災により被災した二輪車



6. 理解普及活動

1) ユーザー向け活動

(1) 活動ポイント

(2) 活動概況

(3) 主な活動内容

(4) 活動実績の例

(5) 認知度推移

2) 事業者向け活動

(1) 主な活動内容

3) 自治体向け活動

(1) 主な活動内容

(2) 活動実績の例



6. 理解普及活動 1) ユーザー向け活動

(1) 活動ポイント

- ①自動車メーカー、主務官庁および関連団体等と共同でユーザー向け理解普及活動を実施している。
- ②消費者等の意見を聴き、活動への反映に努めている。
- ③他のリサイクル関連団体との連携を図っている。



6. 理解普及活動

1) ユーザー向け活動

(2) 活動概況

活動年度	2004年度～2008年度	2009年度～2013年度	2014年度～
ターゲット	・幅広いユーザー	・幅広いユーザー ・若者ユーザー	・若者ユーザー ・幅広いユーザー
力点	・自動車リサイクルを幅広く周知	・自動車リサイクルの内容を周知 ・ユーザー意見の確認	・若者ユーザーに自動車リサイクルを周知 ・ユーザー意見を踏まえた情報提供
活動概況	・幅広くユーザーに自動車リサイクルを認知していただくために『 広報活動 』を最重要課題と位置づけ関係者と協力し活動 ・全国的に訴求力のあるマスメディアを中心に大々的に宣伝・広報	・ユーザーへのアンケート調査など広聴活動を強化し、得られた情報をもとにリサイクル料金の使われ方等の情報発信を推進 ・制度の安定に繋がるように、若者向けの認知向上に向けた『 教育活動 』の取組みを強化	・制度の安定・発展に繋がるように、若者向けの認知向上に向けた『 教育活動 』の取組み強化を継続 ・ユーザーや関係者と意見交換しながら、情報提供方法の拡大を図る



6. 理解普及活動 1) ユーザー向け活動

(3) 主な活動内容

	2009年度～2013年度の主な活動
ラジオ	・東京モーターショー会場でのラジオCMを実施
雑誌	・自動車教習所の卒業生向けの冊子に記事掲載
教習所での映像配信	・全国自動車教習所で映像配信
教材	・自動車教習所の学科教本に広告掲載 → 例①
チラシ	・子ども向けと一般向けのチラシを作成し関連団体・自治体・各種イベント等を通じて配付 → 例①
ポスター	・ポスターを作成し、関連団体・自治体・各種イベント等を通じて配付
Webページ	・ホームページの改訂 → 例① -「これが知りたい！自動車リサイクル」・・・JARC、JARSに掲載した各種情報の連携を図るページ -「こどものページ 自動車リサイクル研究室」・・・子供にも分かりやすい説明とクイズのページ -「情報提供ページ」・・・情報提供を意識し、資料だけを集めた専用ページ -「スマートフォンサイト」・・・情報提供の間口を広げ、ユーザーの閲覧機会を確保
イベント	・イベント出展・・・(エコプロダクツ、東京モーターショー) → 例② ・関係団体への協力・・・(ELV協力機構、くるまプラザ)
認知度調査	・認知及び理解状況の調査(定点観測)
その他	・ユーザーとの意見交換 → 例② ・JARCデータブックの創刊 → 例③ ・各種問い合わせ対応(記事掲載協力、資料提供等) ・リサイクル券裏面の改定



6. 理解普及活動 1) ユーザー向け活動

(4) 活動実績の例 ①

みんなの参加で実現する自動車リサイクル社会!

今や私たちの生活になくてはならないクルマですが、長くお世話になって、その役目を終えた愛着あるクルマを手放すときが来ることになります。

役目を終えた愛車を地球環境に負荷を与えることなく、たいせつな資源として無駄なくリサイクルすることは、地球に住む私たちのたいせつな役目であり、運転マナーやエコドライブと同様に車社会における私たちのマナーです。

クルマはこうやってリサイクルされるんです。

ユーザーはクルマを買ったときリサイクル料金を支払います。

ユーザーがなくなるといって買ったクルマもいつかは戻らなくてはなりません。

98~99%がリサイクル!

金属は鉄材としてリサイクル。残ったプラスチックやゴムも鉄材にしたり、発電のエネルギー源としてリサイクル。

クルマのボディやシュレッダーで破碎します。

フロンガスは抜き取って回収します。エアバッグは安全に処分します。

燃える部品は焼却して有害物質として回収します。

ホームページ <http://www.jarc.or.jp/> / お問い合わせ <http://www.jarc.or.jp/m>

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

自動車教習所学科教本

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
JARC japan automobile recycling promotion center / JARC

自動車のページ 自動車リサイクル研究室

リサイクルってなんだろう?

リサイクルエコクイズ

保護者・教育関係者の方へ

(C) Japan automobile recycling promotion center.

ホームページ改訂

みんなの参加で実現する自動車リサイクル社会!

ゴミを減らし、資源を有効に利用する。
環境にやさしいリサイクル社会を作るために。
自動車リサイクル法は、大切な役割を担っています!

自動車リサイクルは、誰が何をするのが決められています。

自動車リサイクル法は、クルマのリサイクルについて、クルマの持ち主、引取業者や解体業者などの関係者、自動車メーカーや海外からクルマを輸入している最終の役目を定めた法律です。

資源循環型の社会を構築します。

自動車リサイクルの推進によって不燃性廃棄物の発生など環境の汚染の改善に繋がります。また、自動車の燃費改善や安全性能の向上、資源循環型社会が構築されます。

リサイクル料金はクルマの持ち主が負担します。

自動車メーカーや輸入業者は、シュレッダーダスト、エアバッグ等、フロンガスなどを回収してリサイクル・適正処置をしますが、その費用は、リサイクル料金として、クルマの持ち主が負担します。

ホームページ <http://www.jarc.or.jp/> / お問い合わせ <http://www.jarc.or.jp/m>

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター [国指定非営利・公益法人]

チラシ作成・配付



6. 理解普及活動 1) ユーザー向け活動

活動実績の例 ②



ユーザーとの意見交換を実施



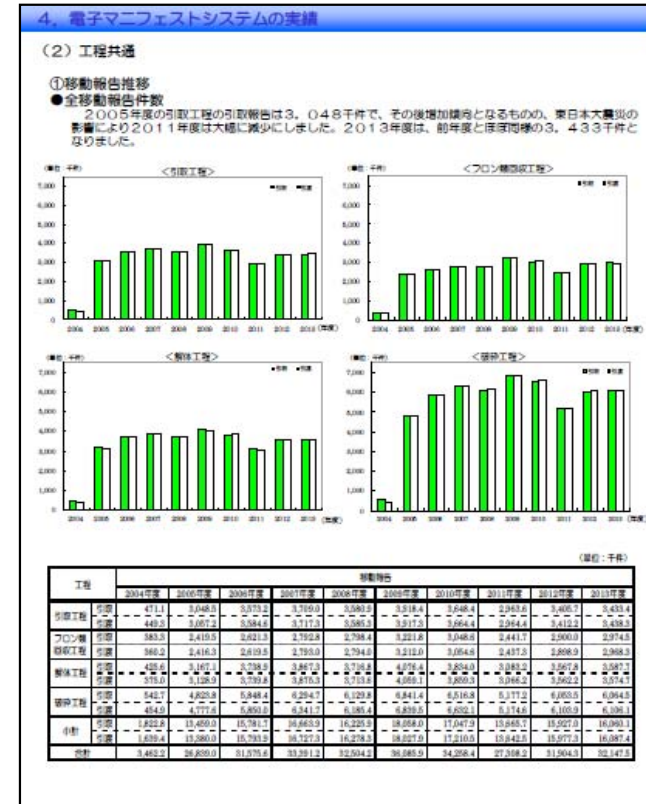
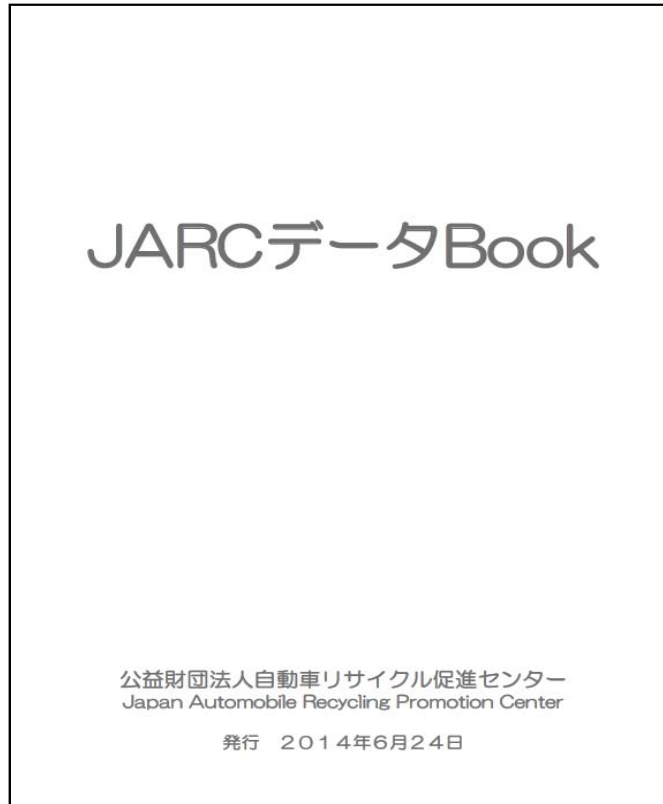
エコプロダクツ(環境展)への出展



6. 理解普及活動

1) ユーザー向け活動

活動実績の例 ③



JARCデータBook(2013年度～)

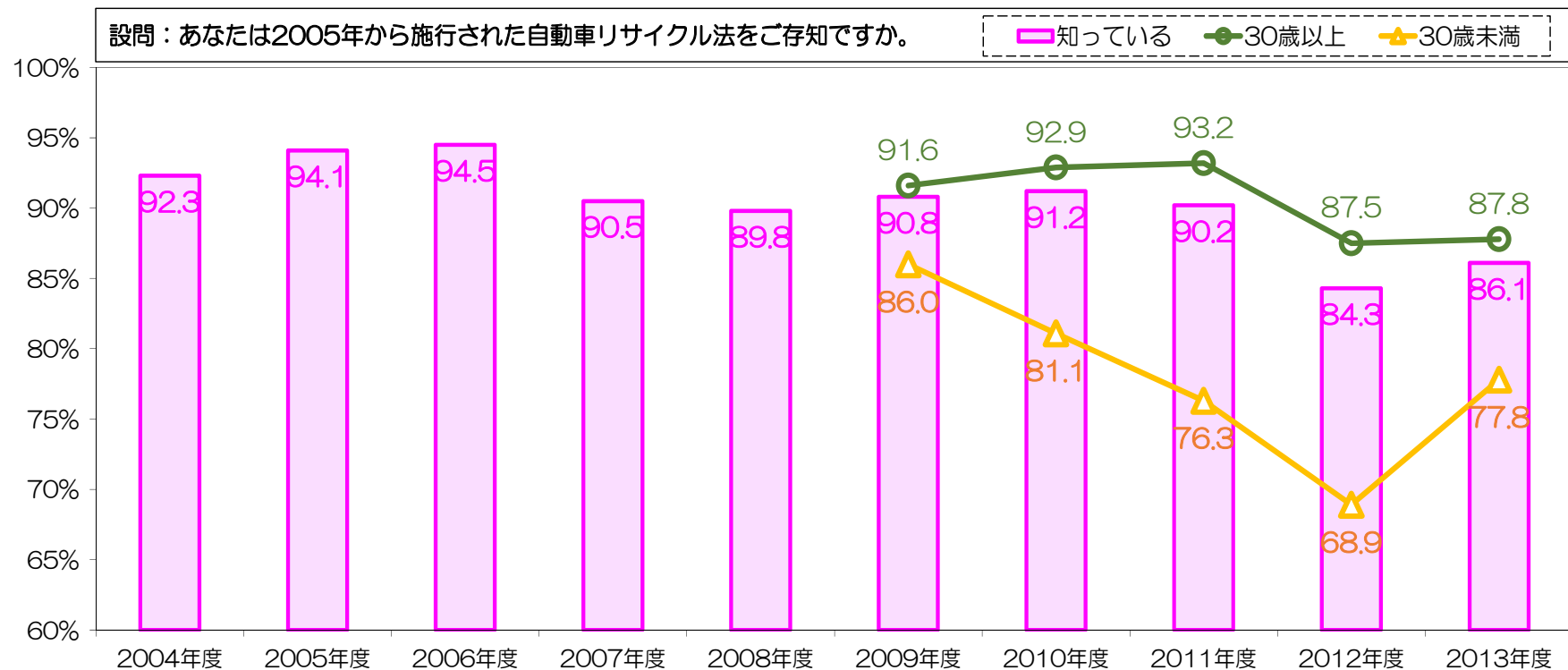


6. 理解普及活動 1) ユーザー向け活動

(5) 認知度推移

◇リサイクル料金が社会システムの一つとして必要であると幅広く認知されている

◇現在、若者の認知向上に向けて取組みを強化中



ネット調査：調査は、3か月以内に自動車を購入した方を対象（リサーチモニター1,100名）



6. 理解普及活動 2) 事業者向け活動

(1) 主な活動内容

- ①FAQおよび問合せ週間トップ10をホームページに掲載(2005年度～)
- ②事業者向けマニュアルの全面改訂および電子化(2012年度～)
- ③マニフェスト誤発行防止チラシ・ポスターの配付(2014年度～)

事業者向けマニュアル



マニフェスト誤発行防止チラシ





6. 理解普及活動 3) 自治体向け活動

(1) 主な活動内容

① 行政連絡会における周知活動 (2005年度～)

② 自治体向けマニュアル類の作成および ホームページへの掲載 (2005年度～)

③ 自治体向けQAの作成および ホームページへの掲載 (2012年度～)

マニュアル類、QA掲載ページ



自治体向け各種マニュアル

PDFファイルを開覧するには、Adobe Readerまたは
Adobe Acrobat Readerが必要です。



[自動車リサイクルシステム／よくあるご質問](#) ver.2.0  1137
(PDF形式 189KB)

自動車リサイクルシステム遅延報告／報告徴収機能 手引書

[関係事業者への立入検査時の活用方法【取工工程】](#) ver.1.0 (PDF形式 737KB)

[関係事業者への立入検査時の活用方法【フロン類回収工程】](#) ver.1.0 (PDF形式 544KB)

[関係事業者への立入検査時の活用方法【解体工程】](#) ver.1.0 (PDF形式 658KB)

[フロン類年次報告の確認](#) ver.1.0 (PDF形式 547KB)

[フロン類の準置確認](#) ver.1.0 (PDF形式 886KB)

[遅延報告データの活用方法](#) ver.1.0 (PDF形式 510KB)

[関係事業者の廃棄・失効時の対応](#) ver.1.0 (PDF形式 477KB)

[移動報告等実施の集計](#) ver.1.0 (PDF形式 1723KB)

※パスワードがかかっています。パスワードは、別途メールにてご案内します。

フロン類年次報告対応 マニュアル／簡易マニュアル

[対応マニュアル\(自治体版\)](#) ver.2.3 (PDF形式 873KB)

[簡易マニュアル\(PC業者版\)](#) ver.1.3 (PDF形式 500KB)

[簡易マニュアル\(FAX業者版\)](#) ver.1.3 (PDF形式 337KB)

[自動車リサイクルシステム遅延報告／報告徴収機能関連マニュアル](#)
(都道府県・保健所設置市 担当者向け) ver.2.2 (PDF形式 290KB)

※登録許可更新対象事業所等の情報取得に関する画面説明が追加されました。
※パスワードがかかっています。パスワードは、別途メールにてご案内します。

[登録・許可更新業務自治体向け簡易マニュアル](#) ver.1.2
(PDF形式 979KB)

[登録・許可更新業務自治体向け詳細マニュアル](#) ver.1.2
(PDF形式 920KB)

※パスワードがかかっています。パスワードは、別途メールにてご案内します。

[自治体担当者更新マニュアル](#)

[自治体遅延報告非表示申請マニュアル](#)





6. 理解普及活動 3) 自治体向け活動

(2) 活動実績の例 ①

離島住民向けチラシ





6. 理解普及活動

3) 自治体向け活動

活動実績の例 ②

